

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成22年10月8日（金）
14時00分から17時00分まで
厚生労働省共用第8会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 食品安全部長挨拶
3. 審 議

I 議 題

(1) 審議品目

- ①食品中のアフラトキシンに係る規制について
- ②添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定
 - ・ピペリジン
 - ・ピロリジン
 - ・2,6-ジメチルピリジン
 - ・5-エチル-2-メチルピリジン
 - ・フルジオキサニル
- ③ポジティブリスト制度関係
 - (農薬)
 - ・プロピリスルフロン（国内登録）
 - ・スピネトラム（国内登録+インポートトレランス）
 - (動物用医薬品)
 - ・アセトアミノフェン（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）

(2) 報告品目

ポジティブリスト制度関係

- (農薬)
 - ・パクロブトラゾール（魚介類+暫定基準の見直し）
 - ・プロポキシカルバゾン（暫定基準の見直し）
 - ・フルフェンピルエチル（暫定基準の見直し）
 - ・フルジオキサニル（暫定基準の見直し）
 - ・ジクロスラム（暫定基準の見直し）
 - ・チアゾピル（暫定基準の見直し）
 - ・クロルエトキシホス（暫定基準の見直し）

- ・エトプロホス（暫定基準の見直し）
- ・トリブホス（暫定基準の見直し）
- （動物用医薬品）
- ・ケトプロフェン（暫定基準の見直し）
- ・ホスホマイシン（暫定基準の見直し+薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）

（3）文書配布による報告品目等

ポジティブリスト制度関係

（農薬）

- ・シエノピラフェン（適用拡大）
- ・メトキシフェノジド（適用拡大）
- ・シフルメトフェン（適用拡大）
- ・アゾキシストロビン（適用拡大）
- ・ビフェントリン（適用拡大）
- ・クロルフェナピル（適用拡大）

（動物用医薬品）

- ・豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）
- ・豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン
（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）
- ・鶏伝染性ファブリキウス嚢病（抗血清加）生ワクチン
（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）
- ・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症
（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン
（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）
- ・豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合
（油性アジュバント加）不活化ワクチン
（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）

II 報告事項

- ①高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の食品健康影響評価にかかる補足資料の提出について
- ②平成17年度～20年度 食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果について
- ③平成21年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果について
- ④食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について

4. 閉 会

(平成22年10月8日開催)

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

～ 目 次 ～

I 議 題

(1) 審議品目

①食品中のアフラトキシンに係る規制について・・・・・・・・・・ 1

②添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ピペリジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ピロリジン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・2,6-ジメチルピリジン・・・・・・・・・・ 20
- ・5-エチル-2-メチルピリジン・・・・・・ 23
- ・フルジオキソニル・・・・・・・・・・ 26

③ポジティブリスト制度関係

(農薬)

- ・プロピリスルフロン(国内登録)・・・・・・ 31
- ・スピネトラム(国内登録+インポートトランス)・・・・・・ 34

(動物用医薬品)

- ・アセトアミノフェン(薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・・・・・ 37

(2) 報告品目

ポジティブリスト制度関係

(農薬)

- ・パクロトラゾール(魚介類+暫定基準の見直し)・・・・・・ 40
- ・プロボキシカルバゾン(暫定基準の見直し)・・・・・・ 43
- ・フルフェニルエチル(暫定基準の見直し)・・・・・・ 46
- ・フルジオキソニル(暫定基準の見直し)・・・・・・ 49
- ・ジクロスラム(暫定基準の見直し)・・・・・・ 55
- ・チアゾピル(暫定基準の見直し)・・・・・・ 58
- ・クロルエトキシホス(暫定基準の見直し)・・・・・・ 61
- ・エトプロホス(暫定基準の見直し)・・・・・・ 64
- ・トリブホス(暫定基準の見直し)・・・・・・ 69

(動物用医薬品)

- ・ケトプロフェン(暫定基準の見直し)・・・・・・ 72
- ・ホスホマイシン(暫定基準の見直し+薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・ 75

(3) 文書配布による報告品目等

ポジティブリスト制度関係

(農薬)

- ・シエノピラフェン(適用拡大)・・・・・・ 78
- ・メトキシフェノジド(適用拡大)・・・・・・ 81
- ・シフルメトフェン(適用拡大)・・・・・・ 86
- ・アゾキシストロピン(適用拡大)・・・・・・ 89
- ・ピフェントリン(適用拡大)・・・・・・ 98
- ・クロルフェナピル(適用拡大)・・・・・・ 104

(動物用医薬品)

- ・豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン
(薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・ 109
- ・豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
(薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・ 110
- ・鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン
(薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・ 111
- ・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症
(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン
(薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・ 112
- ・豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合
(油性アジュバント加)不活化ワクチン
(薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定)・・・・・・ 113

II 報告事項 (別冊)

- ・高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の食品健康影響評価にかかる補足資料の提出について・・・・・・・・・・ 1
- ・平成17年度～20年度 食品中の残留農薬の一日摂取量調査結果について・・・・・・・・・・ 8
- ・平成21年度食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査結果について・・・・・・・・・・ 36
- ・食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について・・・・・・・・・・ 40

食品中のアフラトキシンに係る規制について

平成 22 年 6 月 1 日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

食品規格部会長 大前 和幸

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会報告について

平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省発食安第 0331023 号をもって諮問された食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 11 条第 1 項の規定に基づく食品中のアフラトキシンに係る成分規格の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

1. 経緯

我が国においては、昭和 46 年、食品衛生調査会等の意見に基づき、アフラトキシンが検出された食品は食品衛生法第 4 条第 2 号(現第 6 条第 2 号:有害な又は有毒な物質を含む食品の販売等の禁止)に違反するものとして取り扱う旨通知され¹⁾、以降、当該通知に基づき、アフラトキシン B₁ を指標とし 10 µg/kg を規制値として管理を行ってきた。

一方、国際的には、コーデックス委員会において、個別食品、特にアフラトキシン B₁ に加えてアフラトキシン G グループ(アフラトキシン G₁ 又は G₂) の汚染も少なくない落花生及び木の実について、総アフラトキシン(アフラトキシン B₁、B₂、G₁ 及び G₂ の合算)に係る規格設定の動きがあり、これを受け、我が国においても平成 16 年度から厚生労働科学研究費等により食品中のアフラトキシンの汚染実態等について調査研究が行われてきた。

これらの状況を踏まえて、平成 20 年 3 月及び 7 月、当部会において食品中のアフラトキシンに係る規制について審議した結果、コーデックス規格と同様に落花生及び木の実について総アフラトキシンとして規制することを検討するとの結論が得られたことから、同年 9 月、厚生労働省から食品安全委員会に対し食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価を依頼し(食品安全基本法第 24 条第 1 項)、平成 21 年 3 月、その評価の結果が通知された。これを受けて、同月、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対し、食品中のアフラトキシンに係る成分規格設定について諮問がなされた。

2. アフラトキシンの概要

アフラトキシンは、*Aspergillus flavus*、*A. parasiticus*、*A. nomius* 等が産生するかび毒であり、*A. flavus* はアフラトキシン B₁ 及び B₂ を、*A. parasiticus* 及び *A. nomius* はアフラトキシン B₁、B₂、G₁ 及び G₂ を産生する。

アフラトキシンは、遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であることが知られており、1997 年の JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)での評価において、耐容摂取量は示されず、「摂取は合理的に達成可能な値にまで低減されるべき」とコメントされている。

アフラトキシンの発がん性について、食品安全委員会の食品健康影響評価は、以下のとおりまとめられている。

¹⁾ 昭和 46 年 3 月 16 日付け環食第 128 号

アフラトキシンB₁ (AFB₁) の遺伝毒性については、*in vitro* 及び *in vivo* ともに広範な試験が実施されており、そのほとんどにおいて陽性の結果が得られている。

発がん性については、ほとんどの動物種において肝臓が標的器官であり、肝細胞癌が最も多く認められた。(中略)

人における疫学調査のほとんどにおいてAFB₁ 暴露と肝細胞癌との相関が指摘されている。これらの調査はアフラトキシンの暴露量が多く、かつ、HBV の罹患率が高い地域で実施されており、HBV 感染はリスク因子であることが示唆されている。

AFB₁ 以外のアフラトキシンについては、アフラトキシンG₁ では遺伝毒性及び発がん性が認められた。アフラトキシンB₂ 及びG₂ に関するデータは限られている。

IARC では、自然界で生じるアフラトキシン混合物はヒトに対して発がん性がある物質 (グループ1) と分類している。

3. 我が国における食品からのアフラトキシンの暴露状況

(1) 汚染実態

平成 16~18 年度の厚生労働科学研究による調査によれば、我が国に流通する食品中の総アフラトキシンの汚染実態は次頁の表のとおりであった。

アフラトキシンが検出されたのは、落花生、チョコレート、ピスタチオ、はとむぎ、そば粉、香辛料、ココア、ピーナッツバター、アーモンド及びコーングリッツであり (いずれも輸入品)、ごま油、米、ポップコーン、豆菓子、コーンフレーク、生トウモロコシ、スイートコーン、そば麺、せんべい、ビール、乾燥イチジク及び落花生粉については検出されたものはなかった。

- ① 検出した食品のうち、落花生及びはとむぎのそれぞれ一試料で総アフラトキシンが 28.0 µg/kg、9.71 µg/kg 検出されたが、この二試料以外は、概ねその濃度は低レベルであった。
- ② ピスタチオ、そば粉及びコーングリッツでは、Bグループ (アフラトキシンB₁ 又はB₂ のみが検出されるもの) 汚染のみと考えられたが、落花生、チョコレート、はとむぎ、香辛料、ココア、ピーナッツバター及びアーモンドでは、BGグループ (Bグループに加えてアフラトキシンG₁ 又はG₂ が検出されるもの) 汚染が見られた。
- ③ 落花生は、検出されたのは 1 検体のみであったが、BグループよりもGグループの汚染濃度のほうが高かった。

<平成 16~18 年度 国内流通食品のアフラトキシンの汚染実態調査結果>

品名	試料数				汚染件数	検出検体の平均汚染濃度 (範囲) (µg/kg) ^{*1}				
	H16年度	H17年度	H18年度	合計		アフラトキシンB ₁	アフラトキシンB ₂	アフラトキシンG ₁	アフラトキシンG ₂	総アフラトキシン
落花生	60	60	30	150	1	4.88	0.31	20.9	1.90	28.0
チョコレート (粉/チョコレートを含む)	/	40	24	64	34	0.27 (0.1-0.88)	0.13 (0.1-0.18)	0.13 (0.1-0.33)	0.1 (0.1)	0.33 (0.1-0.21)
ピスタチオ	/	/	5	5	1	0.38	-	-	-	0.38
はとむぎ	/	/	17	17	6	2.45 (0.29-9.0)	0.38 (0.1-0.58)	0.16 (0.1-0.30)	-	2.77 (0.31-9.71)
そば粉	12	10	6	28	2	0.53 (0.24-0.81)	0.17 (0.173)	-	-	0.61 (0.238-0.987)
香辛料	/	/	21	21	5	0.36 (0.1-1.0)	-	0.2 (0.2)	-	0.44 (0.1-1.0)
ココア	/	/	11	11	8	0.33 (0.17-0.60)	0.13 (0.1-0.15)	0.11 (0.1-0.11)	-	0.40 (0.17-0.85)
ピーナッツバター	21	20	21	62	21	0.86 (0.1-2.59)	0.25 (0.1-0.52)	0.37 (0.1-0.81)	0.2 (0.12-0.46)	1.18 (0.1-3.92)
アーモンド (製菓材料含む)	/	/	24	24	6	0.37 (0.1-0.89)	0.14 (0.1-0.17)	0.1 (0.1-0.12)	-	0.43 (0.1-1.06)
コーングリッツ	10	10	10	30	2	0.2	-	-	-	0.21
ごま油	10	10	10	30	0	/				
米	53	30	10	93	0					
ポップコーン	10	10	10	30	0					
豆菓子	/	20	10	30	0					
コーンフレーク	20	15	15	50	0					
生トウモロコシ	10	/	/	10	0					
スイートコーン ^{*2}	50	30	10	90	0					
そば麺	39	20	25	84	0					
せんべい	/	/	21	21	0					
ビール	/	/	20	20	0					
乾燥イチジク	/	/	5	5	0					
落花生粉	10	/	/	10	0					

*1: 定量限界 0.1 µg/kg (ビールのみ 0.005 µg/kg)
*2: 缶詰、冷凍食品等の加工品

(2) 暴露量推計

上記の汚染実態調査結果に基づき、アフラトキシンが含有されると思われる 11 種の食品（落花生、ピーナッツバター、チョコレート、ココア、ピスタチオ、白こしょう、レッドペッパー、アーモンド、はとむぎ、そば粉及びそば麵）を対象として、

- a アフラトキシンB₁: 10 µg/kg
- b アフラトキシンB₁: 4 µg/kg 及び総アフラトキシン: 8 µg/kg
- c アフラトキシンB₁: 10 µg/kg 及び総アフラトキシン: 15 µg/kg
- d アフラトキシンB₁: 10 µg/kg 及び総アフラトキシン: 20 µg/kg

の 4 通りの規制値を設定するシナリオを想定してモンテカルロ・シミュレーションによる暴露量の推計を行った結果、アフラトキシンB₁の一日推定暴露量の分布は以下のとおりであった。

<平成 16～18 年度汚染実態調査に基づくアフラトキシンB₁の一日推定暴露量の分布>

シナリオ	シナリオ a		シナリオ b		シナリオ c		シナリオ d	
	仮定 A	仮定 B	仮定 A	仮定 B	仮定 A	仮定 B	仮定 A	仮定 B
10 パーセント	0	0	0	0	0	0	0	0
50 パーセント	0	0	0	0	0	0	0	0
80 パーセント	0	0	0	0	0	0	0	0
90 パーセント	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
95 パーセント	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004
97.5 パーセント	0.009	0.010	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009	0.010
99.0 パーセント	0.045	0.051	0.041	0.048	0.043	0.049	0.042	0.049
99.5 パーセント	0.305	0.307	0.259	0.261	0.283	0.285	0.285	0.286
99.9 パーセント	2.063	2.063	1.881	1.880	1.956	1.956	1.895	1.958

(単位: ng/kg/day)

* 仮定 A: 検出下限未満の検体について、検出下限値である 0.1 µg/kg と仮定
 仮定 B: 検出下限未満の検体について、検出下限値の 0.1 µg/kg と 0 µg/kg の間の一様分布と仮定

この推計結果について、食品安全委員会の食品健康影響評価では、「シナリオ a (現状) では 99.9 パーセント値が 2.06 ng/kg 体重/日であり、最も少なめに見積もられるシナリオ b でも 99.9 パーセント値は 1.88 ng/kg 体重/日であった。1 ng/kg 体重/日を超える割合はいずれのシナリオにおいても 0.2% 程度となった。」とされている。

4. 食品健康影響評価

食品安全委員会の食品健康影響評価は、以下のとおりまとめられている。

発がんリスクについては、人の疫学調査の結果から、体重 1kg あたり 1ng/日の用量で生涯にわたり AFB1 に経口暴露した時の肝臓癌が生じるリスクとして、HBsAg 陽性者では 0.3 人/10 万人/年 (不確実性の範囲 0.05~0.5 人/10 万人/年)、HBsAg 陰性者では 0.01 人/10 万人/年 (不確実性の範囲 0.002~0.03 人/10 万人/年) となった。(中略)

2004 年~2006 年に実施された汚染実態調査結果からアフラトキシンが含有されると思われる 11 品目を対象に確率論的手法を用いて暴露量の推定を行った結果では、AFB1 に対して 10µg/kg を検出限界として規制をしている現状においては、AFB1 で 4 又は 10µg/kg 及び総アフラトキシンで 8、15 又は 20µg/kg の基準値を設定したとしても、AFB1 一日推定暴露量はほとんど変わらなかった。よって、落花生及び木の実 (アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ) について、総アフラトキシンの規格基準を設定することによる食品からの暴露量に大きな影響はなく、様々な条件を前提とし不確実性を含んでいる推計ではあるが、現状の発がんリスクに及ぼす影響もほとんどないものと推察された。しかしながら、アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするべきである。汚染実態調査の結果、BG グループの汚染率が近年高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえ適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。なお、アフラトキシンは自然汚染であり、BG 比率が一定しないと予想されることから、総アフラトキシンと AFB1 の両者について規制を行うことが望ましい。

また、食品からの総アフラトキシンの摂取を合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするために、落花生及び木の実以外の主要な食品についても、汚染実態及び国際的な基準設定の動向等を踏まえ、総アフラトキシンの規格基準の必要性について検討を行うことが望ましいと考える。

5. 諸外国等における規制状況等

諸外国等における最大基準値等は以下のとおりである。なお、乳及び乳製品等のアフラトキシン_{M₁}に係る最大基準値等は省略した。

(1) コーデックス委員会 (CODEX STAN 193-1995, REV. 3-2007)

食 品	総アフラトキシンの最大基準値 (µg/kg)
落花生 (加工用原料)	15
アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ (加工用原料 ²⁾)	15
アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ (直接消費用 ³⁾)	10

(2) 米国 (Compliance Policy Guides)

食 品	総アフラトキシンの規制値 (µg/kg)
すべての食品	20
ブラジルナッツ	20
落花生及び加工品	20
ピスタチオ	20

(3) オーストラリア (Food Standards Code 1.4.1)

食 品	総アフラトキシンの最大基準値 (µg/kg)
落花生	15
木の实	15

²⁾ 食品の原材料として使用され、若しくは加工され又は人の消費用に提供される前にアフラトキシンのレベルを低減可能な更なる加工/処理を行うことが意図されている木の实。アフラトキシンのレベルを低減可能な加工とは、殻剥き、湯通し後の色選別、比重及び色(濃)による選別をいう。ピスタチオ中のアフラトキシンは焙焼により低減するといういくつかの証拠があるが、他のナッツについての情報は無い。

³⁾ アフラトキシンのレベルを低減可能な更なる加工/処理を行うことが意図されていない木の实。

(4) EU (COMMISSION REGULATION(EC) No 165/2010)

食 品	最大基準値 (µg/kg)	
	777アトキシ B ₁	総777アトキシ
1. 落花生及びその他のオイルシードで、人が直接食べる又は食品の原材料として用いられる前に選別やその他の物理的処理が行われるもの (精製植物油の製造用に粉碎されるものを除く)	8.0	15.0
2. アーモンド、ピスタチオ及びアプリコット種子で、人が直接食べる又は食品の原材料として用いられる前に選別やその他の物理的処理が行われるもの	12.0	15.0
3. ヘーゼルナッツ及びブラジルナッツで、人が直接食べる又は食品の原材料として用いられる前に選別やその他の物理的処理が行われるもの	8.0	15.0
4. 2及び3以外の木の实で、人が直接食べる又は食品の原材料として用いられる前に選別やその他の物理的処理が行われるもの	5.0	10.0
5. 落花生、その他のオイルシード及びそれらの加工品で、人が直接食べるもの又は食品の原材料として用いられるもの (精製することが予定されている粗製植物油及び精製植物油を除く)	2.0	4.0
6. アーモンド、ピスタチオ及びアプリコット種子で、人が直接食べるもの又は食品の原材料として用いられるもの	8.0	10.0
7. ヘーゼルナッツ及びブラジルナッツで、人が直接食べるもの又は食品の原材料として用いられるもの	5.0	10.0
8. 6及び7以外の木の实で、人が直接食べるもの又は食品の原材料として用いられるもの	2.0	4.0
9. 乾燥果実で、人が直接食べる又は食品の原材料として用いられる前に、選別やその他の物理的処理が行われるもの	5.0	10.0
10. 乾燥果実及びそれらの加工品で、人が直接食べるもの又は食品の原材料として用いられるもの	2.0	4.0
11. 穀類及びそれらの加工品 (穀類の加工品を含む製品を含む) (12、14及び15の食品を除く)	2.0	4.0

12. トウモロコシで、人が直接食べる又は食品の原材料として用いられる前に、選別やその他の物理的処理が行われるもの	5.0	10.0
13. 以下のスパイス類 唐辛子類（乾燥したものであって、チリ、粉唐辛子、カイエン及びパプリカを含む） コショウ類（白及び黒コショウを含む） ナツメグ シヨウガ ターメリック 上記スパイスを一種以上含む混合スパイス	5.0	10.0
14. 穀類を原材料とする食品及び乳幼児用ベビーフード	0.10	—
15. 乳幼児向け特殊医療目的の栄養食品	0.10	—

6. 我が国におけるアフラトキシンに係る規制のあり方

(1) 規制の方向性

3. (2) に示した厚生労働科学研究における暴露量推計によると、すべての食品についてアフラトキシンB₁を指標とし10 µg/kgを規制値として管理している現行の規制は、アフラトキシンB₁及び総アフラトキシンをより低いレベルで管理することとした場合と比較しても、総アフラトキシンの暴露量に顕著な差異は認められず、発がんリスクの違いもほとんどないものと考えられた。これは我が国に流通する食品において、規制値を超えてアフラトキシンB₁を含有するものの割合が少ないためと考えられ、すなわち、現行の規制が有効に機能していることを強く支持しているものと考えられる。

しかしながら、食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲でできる限り低いレベルにするべきである。」とされている。また、これまでの調査研究の結果をみても、我が国で流通する食品について、

- ① Bグループの複合汚染が見られる食品があること
- ② 落花生においてBグループよりもGグループの汚染濃度のほうが高い場合があること

に加えて、アフラトキシンについては輸入品の汚染が問題であること等に鑑み、コーデックス規格と同様に総アフラトキシンで管理することは、アフラトキシンによる健康被害を未然に防止する上で妥当であると考えられる。

(2) アフラトキシン管理のための規制値

コーデックス規格は5. に示すとおり、落花生については加工用の、また、木の実（アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ）については加工用と直接消費用の二段階の最大基準値を設定している。また、EU においては、落花生、木の実、乾燥果実について、加工用と直接消費用の二段階の最大基準値を設定している。

一方で、米国、オーストラリアでは、そのような二段階の規制ではなく、一律の規制値を設定している。

このような国際動向を踏まえ、我が国でのアフラトキシン管理のための規制値について検討した結果、加工用及び直接消費用の二段階の規制とする場合は、加工用として輸入されたものが、国内において然るべき加工を経ないで直接消費用として販売に供されることのないよう、適切なリスク管理が講じられるべきであるとして、その実効性を担保する必要があると考えられた。

そこで、EUの実態について確認したところ、二段階の規制の実効性を担保するため、規制当局における監視に関するガイダンス文書⁴⁾を作成しており、以下の事項を規定して厳格に運用されていることがわかった。

- ・加工用の食品である場合、その旨の表示の義務付け
- ・アフラトキシン低減処理が可能な加工施設の指定（EU 域内施設のリスト）
- ・加工用の食品を取扱う食品事業者におけるアフラトキシン低減の責務
- ・規制当局における監視（書類審査、分析検査等）

一方、我が国における加工の実態については、関係業界からの情報によれば、国内にはアフラトキシン低減を目的とした加工施設は現時点では存在せず、アフラトキシン低減加工を行うことは現実的に困難であるとされている。

こうした現状を踏まえると、アフラトキシン管理のための規制値は、加工用、直接消費用の別を問わず、一本化することが望ましいと考えられる。なお、この場合の規制値は、コーデックス規格で直接消費用の木の実に設定されている「総アフラトキシン10 µg/kg」とすることが適当である。

⁴⁾ Guidance Document for Competent Authorities for the Control of Compliance with EU Legislation on Aflatoxins
<http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/contaminants/guidance-22-03-2010.pdf>

(3) 食品衛生法第6条第2号に基づく規制の整備

(1) に記載したとおり、現行の食品衛生法第6条第2号に基づくアフラトキシンの規制は十分に有効と考えられ、引き続き、これにより管理を行うことが適当と考えられるが、落花生及び木の実（アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ）については、国際動向及び汚染実態等に鑑み、これまでのアフラトキシンB₁を指標とした規制から総アフラトキシンを指標とした規制に移行することが適当である。

また、落花生及び木の実以外の食品についても、引き続き、BGグループの複合汚染の動向を把握するとともに、総アフラトキシンを指標とした分析法の整備を進めていくべきである。

(参 考)

○ 審議経緯

平成20年3月11日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議
平成20年7月8日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議
平成20年9月3日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに食品中の総アフラトキシンに係る食品健康影響評価について依頼
平成21年3月19日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価の結果について通知
平成21年3月31日	厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に食品中のアフラトキシンに係る成分規格の設定について諮問
平成21年6月23日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議
平成22年5月18日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議

○ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員（◎は部会長）

<平成21年1月23日まで>

五十君 静信	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
池上 幸江	大妻女子大学家政学部食物学科教授
石田 裕美	女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授
香山不二雄	自治医科大学地域医療学センター環境医学部門教授
小西 良子	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
小沼 博隆	東海大学海洋学部水産学科教授
品川 邦汎	岩手大学農学部教授
西川 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長
早川 和一	金沢大学医薬保健研究域薬学系教授
◎ 廣橋 説雄	国立がんセンター総長
松田りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮原 誠	国立医薬品食品衛生研究所食品部第二室長
山内 明子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長

<平成21年1月24日から>

浅見 真理	国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長
五十君 静信	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
石田 裕美	女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
◎ 大前 和幸	慶應義塾大学医学部教授
香山不二雄	自治医科大学地域医療学センター環境医学部門教授
小西 良子	国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長

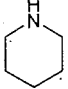
ピペリジン

小沼 博隆 東海大学海洋学部水産学科教授
 阪口 雅弘 麻布大学獣医学部獣医学科教授
 長野 哲雄 東京大学大学院薬学系研究科教授
 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
 宮原 誠 国立医薬品食品衛生研究所食品部第二室長
 宮村 達男 国立感染症研究所長
 山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部長

<平成 22 年 4 月 1 日から>

浅見 真理 国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長
 五十君静信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
 石田 裕美 女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授
 井上 達 独立行政法人医薬品医療機器総合機構新薬審査第一部テクニカルエキ
 スパート

◎ 大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授
 香山不二雄 自治医科大学医学部薬理学講座環境毒性学部門教授
 小西 良子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
 小沼 博隆 東海大学海洋学部水産学科教授
 阪口 雅弘 麻布大学獣医学部獣医学科教授
 長野 哲雄 東京大学大学院薬学系研究科長・薬学部長
 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
 宮原 誠 元国立医薬品食品衛生研究所食品部第二室長
 宮村 達男 元国立感染症研究所長
 山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ホップ油、コーヒー、大麦、にしんの塩蔵品等の加工品、麦芽、チーズ等の食品中に存在する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、グレービーソース類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料、清涼飲料、冷凍乳製品類など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 96~103 μg になると推定される。本推定摂取量と 98 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (80mg/kg 体重/日) から安全マージン (40,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント終了。WTO 通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. ピペリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. ピペリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

ピペリジン

Piperidine



$C_5H_{11}N$

分子量 85.15

Piperidine [110-89-4]

含 量 本品は、ピペリジン ($C_5H_{11}N$) 98.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

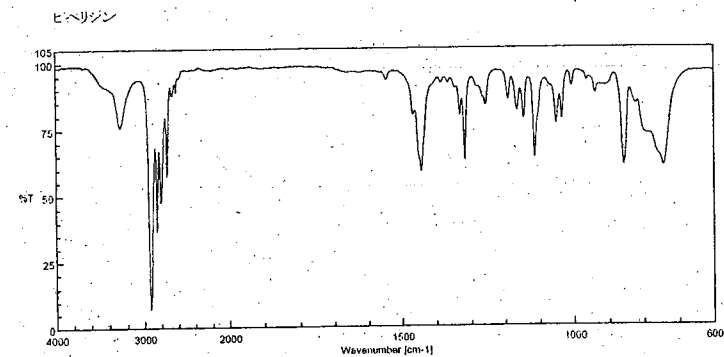
確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.450 \sim 1.454$

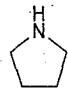
(2) 比重 $d_4^{25} = 0.858 \sim 0.862$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル



ピロリジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ディッシュ、チーズ、コーヒー、とうもろこし、麦芽、ホップ油等の食品中に存在する成分である。
諸外国での状況	欧米では、チューインガム、ソフト・キャンデー類、焼菓子、朝食シリアル類、冷凍乳製品類、清涼飲料など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.1から2μgの範囲になると推定される。本推定摂取量と90～91日間反復投与毒性試験における無毒性量(25mg/kg 体重/日)から安全マージン(600,000～10,000,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント終了。WTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. ピロリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. ピロリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

ピロリジン
Pyrrolidine



C₄H₉N

分子量 71.12

Pyrrolidine [123-75-1]

含 量 本品は、ピロリジン(C₄H₉N) 95.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

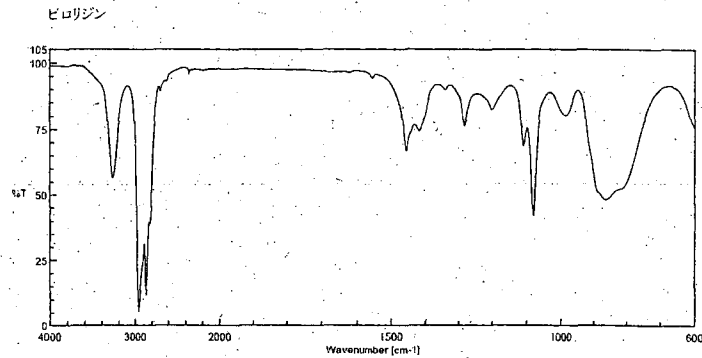
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{25} = 1.440 \sim 1.446$

(2) 比重 $d_4^{25} = 0.853 \sim 0.863$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径0.25～0.53mm、長さ30～60mのケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ジメチルポリシロキサンを0.25～1μmの厚さで被覆したものを使用する。

2, 6-ジメチルピリジン

参照赤外吸収スペクトル



審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	<chem>Cc1cc(C)nc1</chem>
用途	香料
概要	ウイスキー、コーヒー、ビール、しょうゆ等の食品中に存在し、また、紅茶の焙煎及び豚肉の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、スナック菓子、焼菓子、肉製品、スープ類、グレービーソース類、ナッツ製品など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.007から0.3μgの範囲になると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(3mg/kg 体重/日)から安全マージン(500,000~30,000,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

1. 2,6-ジメチルピリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 2,6-ジメチルピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

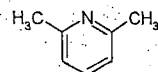
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

2,6-ジメチルピリジン

2,6-Dimethylpyridine



C_7H_9N

分子量 107.15

2,6-Dimethylpyridine [180-48-5]

含 量 本品は、2,6-ジメチルピリジン (C_7H_9N) 98.5 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

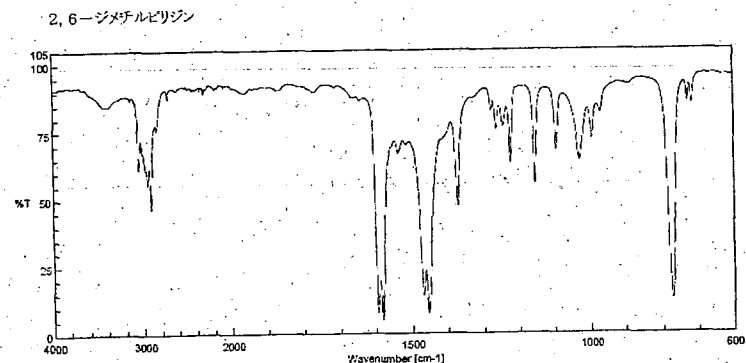
確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.501$

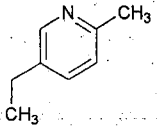
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.917 \sim 0.923$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル



5-エチル-2-メチルピリジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ウイスキー、チーズ等の食品中に存在し、また、えびの加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、肉製品、朝食シリアル類、ナッツ製品、グレービーソース類、スープ類など様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.04から0.1µgの範囲になると推定される。本推定摂取量と28日間反復投与毒性試験及び生殖発生毒性試験（親動物雌）における無毒性量（30mg/kg体重/日）から安全マージン（20,000,000～40,000,000）が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

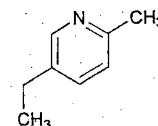
- 5-エチル-2-メチルピリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
- 5-エチル-2-メチルピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

5-エチル-2-メチルピリジン
5-Ethyl-2-methylpyridine



C₈H₁₁N

分子量 121.18

5-Ethyl-2-methylpyridine [104-90-5]

含 量 本品は、5-エチル-2-メチルピリジン（C₈H₁₁N）96.5%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.495 \sim 1.502$

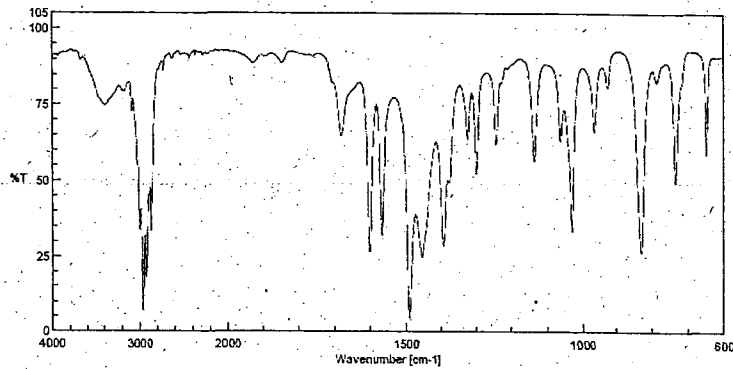
(2) 比重 $d_4^{25} = 0.917 \sim 0.923$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

フルジオキシソニル

参照赤外吸収スペクトル

5-エチル-2-メチルピリジン



審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定										
経緯	事業者より指定等の要請より指定を行ってきたもの										
構造式											
用途	防かび剤										
概要	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤であり、糸状菌に対し広い抗菌スペクトラムを有し、各種の空気感染性及び土壤感染性の糸状菌起因の植物病害に対して高い効果を有する。										
諸外国での状況	現在、70カ国以上の国において、主にブドウ及び野菜類の灰色かび病に対する茎葉散布剤並びに麦類の種子消毒剤として農業登録されている。また、米国では、上記の用途及びとうもろこし類の種子消毒剤のほか、かんきつ類、核果類（もも、すもも等）、仁果類（りんご、なし等）、キウイ及びざくろへの防かび目的の収穫後使用についての農業登録が行われている。										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.33 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>また、ヒトにおける暴露量及び体内動態を勘案して検討を行った結果、ヒトがフルジオキシソニルを継続的に経口摂取することによって耐性菌が選択され、保健衛生上の危害を生じるおそれはないものとする。</p>										
摂取量の推計	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>7.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.1	高齢者 (65 歳以上)	7.2	妊婦	5.5	幼小児 (1~6 歳)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.1										
高齢者 (65 歳以上)	7.2										
妊婦	5.5										
幼小児 (1~6 歳)	14.0										

使用基準案	フルジオキシニルは、あんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。フルジオキシニルは、フルジオキシニルとして、キウイーにあつてはその1kgにつき0.020g、かんきつ類（みかんを除く。）にあつてはその1kgにつき0.010g、あんず、おうとう、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつてはその1kg（あんず、おうとう、すもも、ネクタリン及びももにあつては種子を除く。）につき0.0050gを、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. フルジオキシニルについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. フルジオキシニルの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

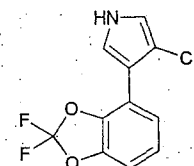
使用基準

フルジオキシニルは、あんず、おうとう、かんきつ類（みかんを除く。）、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんご以外の食品に使用してはならない。

フルジオキシニルは、フルジオキシニルとして、キウイーにあつてはその1kgにつき0.020g、かんきつ類（みかんを除く。）にあつてはその1kgにつき0.010g、あんず、おうとう、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも及びりんごにあつてはその1kg（あんず、おうとう、すもも、ネクタリン及びももにあつては種子を除く。）につき0.0050gを、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

成分規格

フルジオキシニル
Fludioxonil



$C_{12}H_6F_2N_2O_2$

分子量 248.19

4-(2,2-difluorobenzo[d][1,3]dioxol-4-yl)-1H-pyrrole-3-carbonitrile [131341-86-1]

含 量 本品は、フルジオキシニル ($C_{12}H_6F_2N_2O_2$) 97.0%以上を含む。

性 状 本品は、白～やわらかい黄色の粉末で、においが無い。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波長のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 融点 199～201℃

(2) 鉛 Pbとして2.0μg/g以下

本品1.0gを量り、300mlのケルダールフラスコに入れ、硝酸10ml及び硫酸5mlを加えて赤褐色の煙がほとんど発生しなくなるまで加熱する。冷後、硝酸2mlを追加し

て濃厚な白煙が発生するまで加熱する。冷後、塩酸(1→4)10mlを加えて、15分間煮沸し、冷後、試料液とする。試料液に、クエン酸水素ニアンモニウム溶液(1→2)10mlを加える。チモールブルー試液を指示薬として、アンモニア水で弱アルカリ性とする。冷後、内容物を200mlの分液漏斗に移し、ケルダールフラスコを水で洗い、洗液を分液漏斗に合わせ、約100mlとする。ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液(3→100)5mlを加えて5分間放置し、酢酸ブチル10mlを加えて5分間振とうした後、放置する。その後、酢酸ブチル層をとり、検液とする。別に、鉛標準原液1mlを正確に量り、水を加えて正確に100mlとする。この液2mlを正確に量り、試料液と同様に操作し、比較液とする。検液及び比較液につき、鉛試験法第1法により試験を行う。

水分 0.50%以下(1.0g、直接滴定)

定量法 本品及び定量用フルジオキシソニル約0.06gずつを精密に量り、それぞれをメタノールに溶かし、正確に100mlとし、検液及び標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ10μlずつ量り、次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。検液及び標準液のフルジオキシソニルのピーク面積 A_T 及び A_S を測定し、次式により含量を求める。

フルジオキシソニル($C_{12}H_6F_2N_2O_2$)の含量

$$= \frac{\text{定量用フルジオキシソニルの採取量(g)}}{\text{試料の採取量(g)}} \times \frac{A_T}{A_S} \times 100 \quad (\%)$$

操作条件

検出器 紫外吸光度計(測定波長 270nm)

カラム充填剤 5μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管 内径4.0mm、長さ25cmのステンレス管

カラム温度 25~40℃付近の一定温度

移動相 リン酸-カリウム3.8g及び無水リン酸二ナトリウム5.8gに水を加えて溶かし、1Lとする。この液100mlに水500ml、アセトニトリル300ml及びメタノール100mlを加える。

流量 1ml/分。

試薬・試液

定量用フルジオキシソニル フルジオキシソニル、定量用を見よ。

フルジオキシソニル、定量用 $C_{12}H_6F_2N_2O_2$ 本品は、白色の結晶又は結晶性の粉末である。

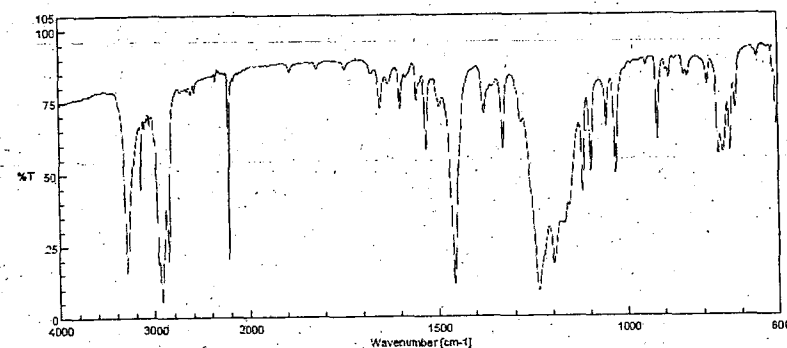
含量 本品を無水物換算したものは、フルジオキシソニル($C_{12}H_6F_2N_2O_2$)99%以上を含む。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法又は臭化カリウム錠剤法により測定するとき、 $3,289\text{ cm}^{-1}$ 、 $2,223\text{ cm}^{-1}$ 、 $1,652\text{ cm}^{-1}$ 、 $1,530\text{ cm}^{-1}$ 及び $1,236\text{ cm}^{-1}$ のそれぞれの付近に吸収帯を認める。

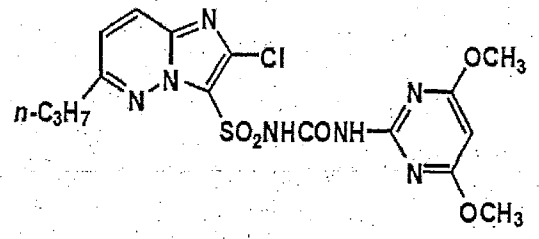
融点 200~201℃

参照赤外吸収スペクトル

フルジオキシソニル



プロピリスルフロロン (Propyrisulfuron)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。作用機構は分岐鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）生合成の初期段階に關与するアセトラクテート合成酵素（ALS）の活性阻害と考えられる。										
適用作物/適用雑草等	農薬登録申請：移植水稻/水田一年生雑草等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。（新たに農薬登録申請がなされたものである。）										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）： 0.011mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 1.11 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：プロピリスルフロロンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="448 1101 985 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	1.9	幼小児（1～6歳）	3.3	妊婦	1.4	高齢者（65歳以上）	1.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	1.9										
幼小児（1～6歳）	3.3										
妊婦	1.4										
高齢者（65歳以上）	1.9										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日～8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日～8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 プロピリスルフロロン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05		甲			<0.01, <0.01/<0.01, <0.01(玄米)
魚介類	0.02		甲			推:0.02

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

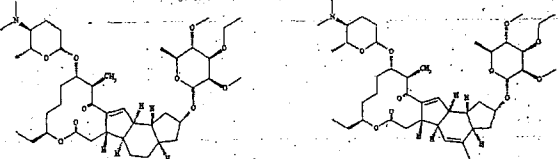
答申(案)

(別紙2)

プロピリスルフロン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
魚介類	0.02

スピネトラム (Spinetoram)

審議の対象	農業の食品中の残留基準の設定										
経緯	農業取締法に基づく新規の農業登録申請に伴い要請があり、併せてインポータトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	<p>スピネトラム-J スピネトラム-L</p> 										
用途	農業/殺虫剤										
作用機構	スピネトラム-J及びスピネトラム-Lの混合物である。鱗翅目、総翅目及び双翅目等の害虫に殺虫活性を示す。シナプス後膜に存在するアセチルコリン受容体とγ-アミノ酪酸(GABA)受容体のイオンチャンネルに作用し、神経活動に異常を引き起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	農業登録申請：りんご、なし、もも、トマト、キャベツ等/キンモンホソガ、シンクイムシ類等 インポータトレランス申請：レモン、オレンジ、グレープフルーツ等/ミカンキジラミ、アザミウマ類、鱗翅目幼虫等										
我が国の登録状況	農業登録はない。(新たに農業登録申請及びインポータトレランス申請がなされたものである。)										
諸外国の状況	レタス、トマト等に国際基準が設定されている。 米国においてアスパラガス、バナナ等に、カナダにおいてプロッコリ一、りんご等に、EUにおいてグレープフルーツ、なし等に、オーストラリアにおいてりんご、すもも等に、ニュージーランドにおいてりんご、なし等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：スピネトラムとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>10.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.4	幼小児 (1~6歳)	23.6	妊婦	11.6	高齢者 (65歳以上)	10.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.4										
幼小児 (1~6歳)	23.6										
妊婦	11.6										
高齢者 (65歳以上)	10.7										
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.1		申			<0.02,<0.02
キャベツ	0.5		申			0.18,0.05
レタス	10		申	10		2.47,4.30(サラダ菜)
ねぎ	0.5		申			0.10,0.13
トマト	0.7		申	0.06		0.13,0.07(トマト) 0.08,0.27(\$)(ミニトマト)
なす	0.2		申			0.05,0.05
レモン	0.3		IT	0.30	アメリカ	[0.032(\$)*-0.142(\$)*(n=5) (米国スピネトラム)] 【<0.02-0.04(n=5)(米国) 【<0.010(\$)*- 0.206(\$)*(n=13) (米国スピネトラム)】 【0.016(\$)-0.145(\$)(n=6) (米国スピネトラム)】 【米国レモン、オレンジ、 グレープフルーツ参照】 【米国レモン、オレンジ、 グレープフルーツ参照】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3		IT	0.07	アメリカ	
グレープフルーツ	0.3		IT	0.30	アメリカ	
ライム	0.3		IT	0.30	アメリカ	
その他のかんきつ類果実	0.3		IT	0.07	アメリカ	
りんご	0.5		IT・申	0.05	アメリカ	0.14,0.09 【<0.02-0.02(n=5)(米国) 【0.004-0.105(n=16) (米国スピネトラム参照)】
日本なし	0.5		申	0.05		0.12,0.09
西洋なし	0.5		IT・申	0.05	アメリカ	【日本なし参照】
マルメロ	0.2		IT	0.05	アメリカ	【米国りんご参照】
もも	0.1		申			<0.02,<0.02
いちご	2		申			0.14,0.58(\$)
その他の果実	0.2		IT	0.01	アメリカ	【米国りんご参照】
ぎんなん	0.01			0.01		
くり	0.01			0.01		
ペカン	0.01			0.01		
アーモンド	0.01			0.01		
くるみ	0.01			0.01		
その他のナッツ類	0.01			0.01		
茶	3		申			1.26(\$),0.33(荒茶)
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.2			0.2		
豚の脂肪	0.2			0.2		
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2			0.2		
乳	0.01			0.01		

(#)これらの作物残留試験は、スピネトラムの申請の適用に相当する方法で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

*:イムノアッセイ

スピネトラム

食品名	残留基準値 ppm
米	0.1
キャベツ	0.5
レタス	10
ねぎ	0.5
トマト	0.7
なす	0.2
レモン	0.3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.3
グレープフルーツ	0.3
ライム	0.3
その他のかんきつ類果実 ^(注1)	0.3
りんご	0.5
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.2
もも	0.1
いちご	2
その他の果実 ^(注2)	0.2
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.01
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^(注3)	0.01
茶	3
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類 ^(注4) の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.2
乳	0.01

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びびスパイス以外のものをいう。

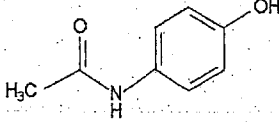
(注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、メイチナツプル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びびスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

アセトアミノフェン (Acetaminophen)

(別紙1)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの										
構造式											
適用動物/用途	豚/解熱鎮痛薬										
作用機構	塩基性非ステロイド性抗炎症薬である。										
我が国の承認状況	承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.03 mg/kg 体重/日 [設定根拠]104週間、発がん性試験(ラット・混餌投与) 最小毒性量 30 mg/kg 体重/日(発がん性は認められなかった) 安全係数 1000										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:アセトアミノフェン										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="358 925 862 1133"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table> TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	国民平均	0.02	幼小児(1~6歳)	0.05	妊婦	0.02	高齢者(65歳以上)	0.02
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	0.02										
幼小児(1~6歳)	0.05										
妊婦	0.02										
高齢者(65歳以上)	0.02										
意見聴取の状況	平成22年9月3日~同年10月2日 パブリックコメントを実施										
答申案	別紙2のとおり。										

アセトアミノフェン

食品名	基準値(案)
	ppm
豚の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.01
豚の肝臓	0.01
豚の腎臓	0.01
豚の食用部分*1,*2	0.01

*1:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2:食用部分については、小腸の値を参照した。

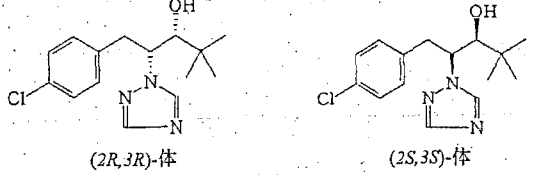
答申(案)

アセトアミノフェン

食品名	残留基準値
	ppm
豚の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.01
豚の肝臓	0.01
豚の腎臓	0.01
豚の食用部分*	0.01

*: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

パクロブトラゾール (Paclobutrazol)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>(2R,3R)-体 (2S,3S)-体</p>										
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	トリアゾール系植物成長調整剤である。植物体内におけるジベレリンの生合成を阻害して矮化作用を発現する。										
適用作物	水稲、もも、おうとう、温州みかん、やまもも										
我が国の登録状況	米、もも、みかん等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいていちご、ラズベリー、ブラックベリー等に、 オーストラリアにおいてアボカド、マンゴー等に、 ニュージーランドにおいて核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: パクロブトラゾールとする。										
曝露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1541 1013 2094 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>幼児 (1~6 歳)</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>3.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	3.5	幼児 (1~6 歳)	9.7	妊婦	3.0	高齢者 (65 歳以上)	3.5
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	3.5										
幼児 (1~6 歳)	9.7										
妊婦	3.0										
高齢者 (65 歳以上)	3.5										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WT〇通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米	0.05	0.1	○			<0.005, 0.005/0.01(※), <0.01(※)
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん	0.02	0.5	○			<0.005, <0.005
りんご	0.5	0.5				
日本なし	1	1				
西洋なし	1	1				
マルメロ	1	1				
びわ	1	1				
もも	0.2	0.5	○			0.012, 0.024(※)/0.01(※), 0.01(※)
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプロコトを含む)	0.05	0.05				
すもも(ブルーを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.5	0.5	○			0.05, 0.16(※)/0.01(※), 0.01(※)
いちご		0.5				
ラズベリー		0.5				
ブラックベリー		0.5				
ブルーベリー		0.5				
クランベリー		0.5				
ハuckleベリー		0.5				
その他のベリー類果実	0.5	0.5	○	0.5	EU	0.02/0.06(果実)(やまも)
ぶどう		0.5				
かき		0.01		0.01	オーストラリア	
バナナ	0.01	0.01				
キウイ	0.01	0.01				
パパイア	0.01	0.01				
アボカド	0.01	0.01				
パイナップル	0.01	0.01				
グアバ	0.01	0.01				
マンゴー	0.01	0.01				
パッションフルーツ	0.01	0.01				
なつめやし	0.01	0.01				
その他の果実	0.01	0.01				
アーモンド	0.05	0.05				
その他のスパイス	0.2	0.5	○			<0.04, <0.04(みかん果皮)
魚介類	0.04					推:0.036

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (※)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

パクロプロゾール

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
みかん	0.02
りんご	0.5
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
もも	0.2
ネクタリン	0.05
あんず(アプロコトを含む。)	0.05
すもも(ブルーを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む)	0.5
その他のベリー類果実(注1)	0.5
バナナ	0.01
キウイ	0.01
パパイア	0.01
アボカド	0.01
パイナップル	0.01
グアバ	0.01
マンゴー	0.01
パッションフルーツ	0.01
なつめやし	0.01
その他の果実(注2)	0.01
アーモンド	0.05
その他のスパイス(注3)	0.2
魚介類	0.04

(注1)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

(注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

プロポキシカルバゾン (Propoxycarbazone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。通常、ナトリウム塩（プロポキシカルバゾンナトリウム塩）として用いられる。作用機構は分岐鎖アミノ酸の生合成に関与するアセトラクテート合成酵素(ALS)を阻害するものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	小麦／イネ科雑草、広葉雑草										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.43 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 43 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物はプロポキシカルバゾン及び代謝物A、畜産物はプロポキシカルバゾンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者 (65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者 (65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成22年7月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年8月2日~8月31日パブリックコメントを実施 平成22年8月9日~10月8日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 プロポキシカルバゾン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
小麦	0.02	0.02			0.02	アフリカ	[<0.02(米国)]
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
豚の筋肉	0.05	0.004			0.05	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
牛の脂肪	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
豚の脂肪	0.05	0.004			0.05	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05			0.05	アフリカ	
牛の肝臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
豚の肝臓	0.3	0.004			0.3	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
牛の腎臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
豚の腎臓	0.3	0.004			0.3	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
牛の食用部分	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
豚の食用部分	0.3	0.004			0.3	アフリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.05			0.3	アフリカ	
乳	0.03	0.004			0.03	アフリカ	
鶏の筋肉	0.004	0.004			0.004		
その他の家禽の筋肉	0.004	0.004			0.004		
鶏の脂肪	0.004	0.004			0.004		
その他の家禽の脂肪	0.004	0.004			0.004		
鶏の肝臓	0.004	0.004			0.004		
その他の家禽の肝臓	0.004	0.004			0.004		
鶏の腎臓	0.004	0.004			0.004		
その他の家禽の腎臓	0.004	0.004			0.004		
鶏の食用部分	0.004	0.004			0.004		
その他の家禽の食用部分	0.004	0.004			0.004		
鶏の卵	0.004	0.004			0.004		
その他の家禽の卵	0.004	0.004			0.004		
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.004	0.004			0.004		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.004	0.004			0.004		
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.004	0.004			0.004		
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.004	0.004			0.004		
魚介類(貝類に限る。)	0.004	0.004			0.004		
魚介類(甲殻類に限る。)	0.004	0.004			0.004		
その他の魚介類	0.004	0.004			0.004		
はちみつ	0.004	0.004			0.004		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

プロポキシカルバゾン

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.02
牛の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注1) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^(注2)	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.03

※今回残留基準を設定するプロポキシカルバゾンは、農産物にあってはプロポキシカルバゾン及び代謝物A[メチル 2-[[[4,5-ジヒドロ-3-(2-ヒドロキシプロポキシ)-4-メチル-5-オキシ-1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル]カルボニル]アミノ]スルホン(1-ベンゾエート)]をプロポキシカルバゾン含量に換算したものの和をいう。畜産物にあっては、プロポキシカルバゾンのみをいう。
(注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

フルフェンピルエチル(Flufenpyr-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリダジン系除草剤である。クロロフィル合成経路中の protoporphyrinogen-Ixoxidase を阻害することにより作用するものと考えられている。										
適用作物	とうもろこし、大豆、さとうきび										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてとうもろこし、大豆等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.39 mg/kg 体重/day [設定根拠] 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 39.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルフェンピルエチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.003</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.003	幼小児 (1~6 歳)	0.008	妊婦	0.003	高齢者 (65 歳以上)	0.003
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.003										
幼小児 (1~6 歳)	0.008										
妊婦	0.003										
高齢者 (65 歳以上)	0.003										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 フルフェンビルエチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005】(米国)
大豆	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005】(米国)
さとうきび	0.01	0.01		0.01	米国	【<0.005】(米国)
えだまめ	0.01	0.01		0.01	米国	米国の大豆を参照

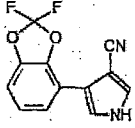
平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

フルフェンビルエチル

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01
さとうきび	0.01
えだまめ	0.01

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	フェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。糸状菌の原形質膜に作用することにより物質の透過性に影響を及ぼし、アミノ酸やグルコースの細胞内取り込みを阻害して、抗菌作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用病害虫	稲、かんきつ類、核果類、キャベツ等/いもち病、灰色かび病、苗立枯病等										
我が国の登録状況	米、小豆類、キャベツ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	大豆、ブルーベリー等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいて大麦、ピーマン等に、EUにおいてりんご、ぶどう等に、オーストラリアにおいてばれいしょ、ぶどう等に、ニュージーランドにおいてぶどう、いちご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.33 mg/kg 体重/day 【設定根拠】1年間慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 33.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物はフルジオキシニルとし、畜産物はフルジオキシニル及び代謝物 K に変換されるベンゾピロール代謝物とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="465 1013 1012 1184"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI 比 (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>14.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>7.2</td> </tr> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	7.1	幼小児 (1~6 歳)	14.0	妊婦	5.5	高齢者 (65 歳以上)	7.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	7.1										
幼小児 (1~6 歳)	14.0										
妊婦	5.5										
高齢者 (65 歳以上)	7.2										
意見聴取の状況	平成 22 年 8 月 10 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 9 月 3 日~10 月 2 日パブリックコメントを実施 今後、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米	0.05	0.02	○	0.05		<0.005, <0.005/<0.005(n), <0.005(n)/<0.005, <0.005/<0.005, <0.005
小麦	0.05	0.02		0.05		
大麦	0.05	0.02		0.05		
ライ麦	0.05	0.02		0.05		
とうもろこし	0.01	0.02		0.01		
そば	0.05	0.02		0.05		
その他の穀類	0.05	0.02		0.05		
大豆	0.07	0.1		0.07		0.016, 0.062/ 0.014, 0.009(インゲン)
小豆類	0.2	0.2	○	0.07		
えんどう	0.3	0.1		0.3		
そらまめ	0.07	0.1		0.07		
ちっかせい	0.3	0.1		0.3		
その他の豆類	0.07	0.1		0.07		
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	{<0.01(n=11)(米国)} 米国ばれいしょ参照
さといも類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
かんしょ		0.02				
やまいも		0.02			アメリカ	米国ばれいしょ参照
その他のいも類	0.02	0.02		0.02	アメリカ	
てんさい		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5	0.02		0.75	アメリカ	{<0.01-0.13(n=6)(米国)} [0.47-11.3(n=6)(米国)] 米国だいこん類(根)参照
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20	2		30	アメリカ	米国だいこん類(葉)参照
かぶ類の根	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
かぶ類の葉	20	2		30	アメリカ	米国だいこん類(葉)参照
西洋わさび	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
クレソン	10	10		10		米国キャベツ、 ブロッコリー参照 <0.005, <0.005/ 0.257(n), 0.304(n)
はくさい	2.0	1		2.0	アメリカ	[0.03-1.20(n=14)(米国)] 米国キャベツ、 米国ブロッコリー参照 米国マスタードグリーン参照
キャベツ	2	2	○	2	アメリカ	米国マスタードグリーン参照
芽キャベツ	2.0	2		2.0	アメリカ	米国マスタードグリーン参照
ケール	10	2		10	アメリカ	米国マスタードグリーン参照
こまつな	10	2		10	アメリカ	米国マスタードグリーン参照
きょうな	10	2		10	アメリカ	米国マスタードグリーン参照
チンゲンサイ	10	2		10	アメリカ	米国キャベツ、 米国ブロッコリー参照
カリフラワー	2.0	2		2.0	アメリカ	[0.10-0.53(n=8)(米国)] [0.06-7.74(n=14) (マスタードグリーン) (米国)]
ブロッコリー	2.0	0.7		2.0	アメリカ	
その他のあぶらな科野菜	10	10		10	アメリカ	
ごぼう	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
サルシフィー	0.5	0.02		0.75	アメリカ	米国だいこん類(根)参照
アーティチョーク		2				
チコリ	20	2		30	アメリカ	米国だいこん類(葉)参照
エンダイブ	30	2		30	アメリカ	米国レタス参照
しゅんぎく	30	2		30	アメリカ	米国レタス参照
レタス	30	1		10	アメリカ	[0.42-4.63(n=8)(結球部+外葉 類)(米国)] [0.06-1.62(n=8)(結球)(米国)] [<0.02-23.44(n=6)(非結球)(米 国)]
その他のきく科野菜	2	2	○	30	アメリカ	0.72, 0.78
たまねぎ	0.5	0.1	○	0.5	アメリカ	<0.005, <0.005/ 0.005(n), 0.014(n)/ <0.01(n), <0.01(n)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準 ppm	
ねぎ	7.0	5		5	7.0	アメリカ 米国たまねぎ(葉部)参照
にんにく	0.2	0.1			0.20	アメリカ 米国たまねぎ(結球)参照
にら	10	10	○	10		0.63, 0.70
アスパラガス		2				
わけぎ	0.2	2			0.20	アメリカ 米国たまねぎ(結球)参照
その他のゆり科野菜	10	2		10		アメリカ
にんじん	0.7	0.7		0.7		
パースニップ	0.5	0.02			0.75	アメリカ 米国だいこん類(根)参照
パセリ	10	2			30	アメリカ 【1.62-3.87(n=4)(米国)】
セロリ		2				
みつば		2				
その他のせり科野菜	20	2			30	アメリカ 米国だいこん類(葉)参照
トマト	2	2	○	0.5	0.50	アメリカ 【0.0317-0.229(n=18)(米国)】
ピーマン	1	0.01		1		
なす	1	2	○	0.3		0.404, 0.468/ 0.236(n), 0.660(n)
その他のなす科野菜	0.5	1		0.50		アメリカ 米国トマト参照
きゅうり	2	2	○	0.3	0.45	アメリカ 0.416, 0.678/ 0.451(n), 0.701(n)
かぼちゃ	0.3	2		0.3	0.45	アメリカ 【0.03-0.08(n=5)(米国)】
しゅうりょう	0.45	2			0.45	アメリカ 米国きゅうり参照
すいか		0.03			0.03	アメリカ
メロン類果実		0.03		0.03	0.03	アメリカ
まくわうり		0.03		0.03	0.03	アメリカ
その他のうり科野菜	0.45	2		0.45		アメリカ 【0.02-0.52(n=6)(カナダ)】(米国)】
ほうれんそう	0.02	2	○		0.01	アメリカ 0.005, 0.005
しょうが	0.02	0.02			0.02	アメリカ 米国ばれいしょ参照
未成熟えんどう	5	5	○	0.3	0.4	アメリカ 0.48, 2.02/0.71, 2.21
未成熟いんげん	5	5	○	0.3	0.4	アメリカ 1.60, 0.734/0.90, 1.26
えだまめ	5	5	○		0.01	アメリカ 1.7, 2.8
その他の野菜	10	10	○	10		
みかん	0.1	0.1	○	7		0.022, 0.023/0.01, <0.01
なつみかんの果実全体	10	1	○	7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
レモン	10	10		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10	1		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
グレープフルーツ	10	10		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ライム	10	1		7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
その他のかんきつ類果実	10	1	○	7	10	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
りんご※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
日本なし		5		5	5.0	アメリカ
西洋なし※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
マルメロ※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
びわ※1	5.0	5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
もも※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ネクタリン※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
あんず(アブリコットを含む。)※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
すもも(プルーンを含む。)※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
うめ	0.5	0.5	○	5	5.0	アメリカ 0.032, 0.142
おうとう(チェリーを含む。)※2	5.0	0.5		5	5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準 ppm	
いちご	5	5	○	3	2.0	アメリカ 【0.14-1.25(n=16)(米国)】
ラズベリー	5	5		5	5.0	アメリカ 【0.81(n)-4.71(n=5)(米国)】
ブラックベリー	5	5		5	5.0	アメリカ 米国ラズベリー参照
ブルーベリー	2	2		2	2.0	アメリカ 【<0.05(n)-1.70(n=8)(米国)】
クランベリー		5				
ハuckleベリー	2.0	5			2.0	アメリカ 米国ブルーベリー参照
その他のベリー類果実	5.0	5			5.0	アメリカ 米国ラズベリー参照
ぶどう		5	○	2		1.64, 1.25(n)
キウイ※1	20	20		15	20	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
なつめやし		5				
その他の果実※3	5.0	5			5.0	アメリカ 収穫後使用に係る作物残留試験に基づき設定
ひまわりの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ 【<0.05(n)(n=8)(米国)】
なたね	0.02	0.02		0.02		
その他のオイルシード	0.05	0.05			0.05	アメリカ 米国綿実参照
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
その他のスパイス	10	10		10		3.77, 3.84(n)/4.32, 3.78(n) (みかん果皮)
その他のハーブ	50	10		50		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05		
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05		0.05		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他家禽の筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.05	0.01		0.05		
その他家禽の脂肪	0.05	0.01		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他家禽の肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他家禽の腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他家禽の食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他家禽の卵	0.05	0.05		0.05		
にら(乾燥させたもの)	50	50		50		
バジル(乾燥させたもの)	50	50		50		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 ※1 りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。
 ※2 もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。
 ※3 その他の果実については、ざくろの果実に限るものとする。

フルジオキシニル

食品名	残留基準値 ppm
米	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.01
そば	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.07
小豆類 ^{注2)}	0.2
えんどう	0.3
そら豆	0.07
らっかせい	0.3
その他の豆類 ^{注3)}	0.07
ばれいしょ	0.02
さといも類	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	20
かぶ類の根	0.5
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.5
クレソン	10
はくさい	2.0
キャベツ	2
非キャベツ	2.0
ケール	10
こまつな	10
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	2.0
ブロッコリー	2.0
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	10
ごぼう	0.5
サルシフィー	0.5
チヨリ	20
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	2
たまねぎ	0.5
ねぎ	7.0
にんにく	0.2
にら	10
わけぎ	0.2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	10
にんじん	0.7
パースニップ	0.5
パセリ	10
その他のせり科野菜 ^{注8)}	20
トマト	2
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.5
きゅうり	2
かぼちや	0.3
しるうり	0.45
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.45
ほうれんそう	0.02
しょうが	0.02
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	5
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注11)}	10
みかん	0.1
なつみかんの果実全体	10
レモン	10

今回残留基準を設定するフルジオキシニルとは、農産物はフルジオキシニルのみとし、畜産物はフルジオキシニル及び2, 2-difluoro-benzo[1, 3]dioxole-4-carboxylic acidに変換されるベンゾピロール代謝物とする。また、2, 2-difluoro-benzo[1, 3]dioxole-4-carboxylic acidはフルジオキシニルに換算し、ベンゾピロール代謝物とフルジオキシニルの合計量を畜産物における残留量とする。

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビ豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びごんにやくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、非キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チヨリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、かつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しるうり、いか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注11) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

フルジオキシニル(続き)

食品名	残留基準値 ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	10
りんご※1	5.0
西洋なし※1	5.0
マルメロ※1	5.0
びわ※1	5.0
もも※2	5.0
ネクタリン※2	5.0
あんず(アプリコットを含む。)※2	5.0
すもも(プルーンを含む。)※2	5.0
うめ	0.5
おうとう(チェリーを含む。)※2	5.0
いちご	5
ラズベリー	5
ブラックベリー	5
ブルーベリー	2
ハuckleベリー	2.0
その他のベリー類果実 ^{注13)}	5.0
ぶどう	5
キウイ※1	20
キウイ※3	5.0
その他の果実※3	0.05
綿実	0.02
なたね	0.05
その他のオイルシード ^{注14)}	0.05
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.2
その他のスパイス ^{注16)}	10
その他のハーブ ^{注17)}	50
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.01
豚の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
豚の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注19)}	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他家禽 ^{注20)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.05
その他家禽の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他家禽の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他家禽の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他家禽の食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他家禽の卵	0.05
にら(乾燥させたもの)	50
パプリカ(乾燥させたもの)	50

注12) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

注14) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、ペーパーナの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、ペプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

注20) 「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

※1) りんご、西洋なし、マルメロ、びわ、キウイの基準値については、果実全体に適用するものとする。

※2) もも、ネクタリン、あんず、すもも、おうとうの基準値については、種子を除いた果実全体に適用するものとする。

※3) その他の果実については、さくろの果実に限るものとする。

ジクロスラム(Diclosulam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ジクロスラムはトリアゾピリミジン環を有する除草剤である。植物体内での分岐鎖アミノ酸の生合成酵素であるアセトラクテートシンターゼを阻害する。										
適用作物/適用雑草	らっかせい、大豆/オナモミ、シロザ等										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において大豆、らっかせいに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ジクロスラムとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児 (1~6 歳)	0.1	妊婦	0.0	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児 (1~6 歳)	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者 (65 歳以上)	0.0										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ジクロスラム

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
大豆 らっかせい	0.02 0.02	0.02 0.02		0.020 0.020	アメリカ アメリカ	【<0.003,<0.003】(米国) 【<0.003】(米国)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

シクロスタム

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02
らっかせい	0.02

チアゾピル(Thiazopyr)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリジン系除草剤である。紡錘体微小管形成を阻害することにより殺草活性を示すものと考えられている。										
適用作物	オレンジ、グレープフルーツ										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてグレープフルーツ、オレンジに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0072 mg/kg 体重/day [設定根拠]2世代 繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.72 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: チアゾピルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.02	幼小児 (1~6歳)	0.04	妊婦	0.04	高齢者 (65歳以上)	0.01
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.02										
幼小児 (1~6歳)	0.04										
妊婦	0.04										
高齢者 (65歳以上)	0.01										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 チアンピル

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.0172, <0.0182, <0.0189, <0.016, <0.016(※), <0.016(※)】
グレープフルーツ	0.05	0.05		0.05	アメリカ	【<0.0181, <0.019, <0.016, <0.016, <0.016, <0.016】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

チアンピル

食品名	残留基準値 ppm
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05

クロロエトキシホス (Chlorethoxyfos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。
構造式	$ \begin{array}{c} \text{S} \\ \parallel \\ \text{C} \text{---} \text{P}(\text{OCH}_2\text{CH}_3)_2 \\ \\ \text{CCl}_3\text{CHClO} \end{array} $
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	有機リン系殺虫剤であり、コリンエステラーゼ活性阻害作用により、殺虫作用を示すと考えられている。
適用作物/適用病害虫	とうもろこし/corn rootworms 等
我が国の登録状況	農薬登録はない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてとうもろこし等に基準値が設定されていたが、現在は削除されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.00063 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.063 mg/kg 体重/day 安全係数 100
基準値案	別紙1のとおり、基準値を設定しないこととする。
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定
答申案	別紙2のとおり。

農薬名 クロロエトキシホス

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
小豆類		0.01				
その他の野菜		0.01				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

(別紙2)

クロルエトキシホスについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

エトプロホス(Ethoprophos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{P} \\ \diagup \quad \diagdown \\ \text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CH}_3 \quad \text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CH}_3 \\ \diagdown \quad \diagup \\ \text{CH}_3\text{CH}_2\text{O} \quad \text{SCH}_2\text{CH}_2\text{CH}_3 \end{array} $										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。コリンエステラーゼ活性阻害作用により、殺虫作用を示すものと考えられている。										
適用作物	ミント										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	ばれいしょ、バナナ等に国際基準が設定されている。米国においてペパーミント及びスペアミントに、EUにおいてばれいしょ、ピーマン等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.00025 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 0.025 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: エトプロホスとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>70.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>25.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	28.7	幼小児 (1~6 歳)	70.5	妊婦	25.3	高齢者 (65 歳以上)	25.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	28.7										
幼小児 (1~6 歳)	70.5										
妊婦	25.3										
高齢者 (65 歳以上)	25.2										
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.005				
小麦		0.005				
大麦		0.005				
ライ麦		0.005				
とうもろこし		0.02				
そば		0.005				
その他の穀類		0.005				
大豆		0.02				
小豆類		0.005				
えんどう		0.005				
そらまめ		0.005				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.005				
ばれいしよ	0.05	0.02		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ	0.05	0.02		0.05		
やまいも(長いもをいう。)		0.005				
こんにやくいも		0.005				
その他のいも類		0.005				
てんさい		0.02				
さとうきび	0.02	0.02		0.02		
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.005				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.005				
かぶ類の根	-0.02	0.02		0.02		
かぶ類の葉		0.005				
西洋わさび		0.005				
クレソン		0.005				
はくさい		0.005				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.005				
こまつな		0.005				
きょうな		0.005				
チンゲンサイ		0.005				
カリフラワー		0.005				
ブロッコリー		0.005				
その他のあぶらな科野菜		0.005				
ごぼう		0.005				
ザルメディー		0.005				
アーティチョーク		0.005				
チコリ		0.005				
エンダイブ		0.005				
しゅんぎく		0.005				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.005				
にんにく		0.005				
にら		0.005				
アスパラガス		0.005				
わけぎ		0.005				
その他のゆり科野菜		0.005				
にんじん		0.005				
パースニップ		0.005				
パセリ		0.005				
セロリ		0.005				
みつば		0.005				
その他のせり科野菜		0.005				
トマト	0.01	0.02		0.01		
ピーマン	0.05	0.02		0.05		
なす		0.005				
その他のなす科野菜		0.02				

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.02		0.01		
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.005				
しろうり		0.005				
すいか		0.005				
メロン類果実	0.02	0.02		0.02		
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.005				
ほうれんそう		0.005				
たけのこ		0.005				
オクラ		0.005				
しょうが		0.005				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.005				
マッシュルーム		0.005				
しいたけ		0.005				
その他のきのこ類		0.005				
その他の野菜		0.005				
みかん		0.005				
なつみかんの果実全体		0.005				
レモン		0.005				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.005				
グレープフルーツ		0.005				
ライム		0.005				
その他のかんきつ類果実		0.005				
りんご		0.005				
日本なし		0.005				
西洋なし		0.005				
マルメロ		0.005				
びわ		0.005				
もも		0.005				
ネクタリン		0.005				
あんず(アブリコットを含む。)		0.005				
すもも(ブルーンを含む。)		0.005				
うめ		0.005				
おうとう(チェリーを含む。)		0.005				
いちご	0.02	0.02		0.02		
ラズベリー		0.005				
ブラックベリー		0.005				
ブルーベリー		0.005				
クランベリー		0.005				
ハuckleベリー		0.005				
その他のベリー類果実		0.005				
ぶどう		0.02				
かき		0.005				
バナナ	0.02	0.02		0.02		
キウイ		0.005				
パパイヤ		0.005				
アボカド		0.005				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.005				
マンゴー		0.005				
パッションフルーツ		0.005				
なつめやし		0.005				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.005				
ごまの種子		0.005				
べにばなの種子		0.005				
綿実		0.005				
なたね		0.005				
その他のオイルシード		0.005				

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.05				
アーモンド		0.05				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.05				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ	0.02	0.02		0.02	アメリカ	[0.01-(a=15)(b=1)](米国)
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

エトプロホス	
食品名	残留基準値 ppm
ばれいしよ	0.05
かんしよ	0.05
さとうきび	0.02
かぶ類の根	0.02
トマト	0.01
ピーマン	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01
メロン類果実	0.02
いちご	0.02
バナナ	0.02
その他のハーブ(注1)	0.02

(注1)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

※米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、らっかせい、てんさい、キャベツ、芽キャベツ、レタス、たまねぎ、その他のなす科野菜、まくわうり、未成熟えんどう、ぶどう、パイナップルについては、現行基準が削除される。

トリブホス (Tribufos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$\begin{array}{c} \text{O} \\ \parallel \\ \text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{S}-\text{P}-\text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \\ \diagdown \quad \diagup \\ \text{S}(\text{CH}_2)_3\text{CH}_3 \end{array}$										
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	有機リン系植物成長調整剤である。植物体内のホルモンレベルを変えることによって綿の葉の器官離脱を引き起こすと考えられている。										
適用作物	綿実										
我が国の登録状況	農薬登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国において綿実及び畜産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.002 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間慢性毒性試験/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: トリブホスとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>9.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	9.8	幼小児 (1~6 歳)	23.1	妊婦	10.2	高齢者 (65 歳以上)	9.6
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	9.8										
幼小児 (1~6 歳)	23.1										
妊婦	10.2										
高齢者 (65 歳以上)	9.6										
意見聴取の状況	平成22年8月10日に在京大使館への説明を実施 平成22年9月3日~10月2日パブリックコメントを実施 今後、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

トリブホス

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
綿実	4.0	0.02		4.0	7刈カ	<0.50-2.57(n=15)(米国)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
牛の脂肪	0.15	0.02		0.15	7刈カ	
豚の脂肪	0.15	0.02		0.15	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15	0.02		0.15	7刈カ	
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
乳	0.01	0.02		0.01	7刈カ	
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの筋肉	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの脂肪	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの肝臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの腎臓	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の食用部位	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの食用部分	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
鶏の卵	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
その他の家さんの卵	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(貝類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(甲殻類に限る。)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
魚介類(その他の魚介類)	0.02	0.02		0.02	7刈カ	
はちみつ	0.02	0.02		0.02	7刈カ	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

ケトプロフェン(Ketoprofen)

答申(案)

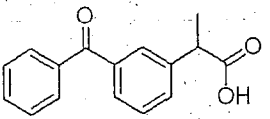
(別紙2)

トリブホス

食品名	残留基準値 ppm
綿実	4.0
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ^(注1)	0.02
牛の脂肪	0.15
豚の脂肪	0.15
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.15
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^(注2)	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02
乳	0.01

(注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、馬/抗炎症薬										
作用機構	アリルプロピオン酸系の非ステロイド性抗炎症薬であり、プロスタグランジンの合成を阻害することで作用を示す。ラセミ化合物で、S(+)-体の方がR(-)体より薬理的には活性である。										
我が国の承認状況	イヌ及びネコ用の動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 豪州及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.001 mg/kg 体重/日 [設定根拠] 単回 経口投与試験(ウサギ) 無毒性量 0.1 mg/kg 体重/日 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:ケトプロフェン										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1433 1037 1948 1244"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国民平均</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>幼小児(1~6歳)</td><td>65.4</td></tr> <tr><td>妊婦</td><td>18.3</td></tr> <tr><td>高齢者(65歳以上)</td><td>15.1</td></tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	15.3	幼小児(1~6歳)	65.4	妊婦	18.3	高齢者(65歳以上)	15.1
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	15.3										
幼小児(1~6歳)	65.4										
妊婦	18.3										
高齢者(65歳以上)	15.1										
答申案	別紙2のとおり。										

(別紙 1)

ケトプロフェン

食品名	基準値(案)	基準値現行	豪州	カナダ
	ppm	ppm	ppm	ppm
牛の筋肉	0.05	0.05	0.05	0.25
牛の脂肪	0.05	0.05		
牛の肝臓	0.05	0.05	0.05	
牛の腎臓	0.05	0.05	0.05	0.8
牛の食用部分*1,*2	0.05	0.05	0.05	
豚の筋肉				0.1
豚の腎臓				0.05
乳	0.05	0.05	0.05	0.05

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*2:食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

答申(案)

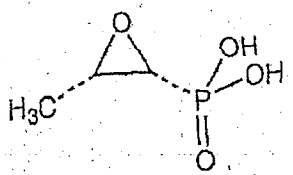
ケトプロフェン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
牛の食用部分*	0.05
乳	0.05

*:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ホスホマイシン (Fosfomicin)

(別紙1)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛/パストツレラ性肺炎等、すずき目魚類/類結節症の治療										
作用機構	<i>Streptomyces fradiae</i> 、 <i>S. viridochromogenes</i> 及び <i>S. wedmorensis</i> の培養による産生又は合成により製造される抗菌性物質で、広い抗菌性スペクトルと殺菌的作用を有する。細菌の細胞壁のペプチドグリカン合成を阻害することにより抗菌作用を示す。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.019mg/kg 体重/日 (微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ホスホマイシン										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="347 1077 851 1284"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>5.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.9	幼小児 (1~6歳)	5.1	妊婦	1.9	高齢者 (65歳以上)	1.8
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.9										
幼小児 (1~6歳)	5.1										
妊婦	1.9										
高齢者 (65歳以上)	1.8										
答申案	別紙2のとおり。										

ホスホマイシン

食品名	基準値(案)	基準値現行	薬事法
	ppm	ppm	ppm
牛の筋肉	0.5	0.5	0.5
牛の脂肪	0.5	0.5	0.5
牛の肝臓	0.5	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5	0.5
牛の食用部分*1、*2	0.5	0.5	0.5
乳	0.05	0.05	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05	0.05	0.05

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

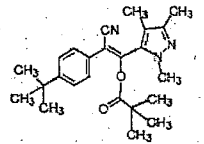
*2: 食用部分については、腎臓の値を参照した。

答申(案)

ホスホマイシン

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
牛の食用部分*	0.5
乳	0.05
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.05

*:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	プロベニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体IIに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：ネクタリン、小粒核果類 ぶどう、メロン等/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、かんきつ、いちご、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) : 0.05 mg/kg 体重/day 〔設定根拠〕 以下の①と②による ①2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ②23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シエノピラフェンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1545 989 2105 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>11.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>25.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.0</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	11.6	幼小児 (1~6歳)	25.1	妊婦	11.2	高齢者 (65歳以上)	14.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	11.6										
幼小児 (1~6歳)	25.1										
妊婦	11.2										
高齢者 (65歳以上)	14.0										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(4)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05		申			<0.01,<0.01
みかん	0.05	0.05	○・申			<0.01,<0.01(4)/ <0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○・申			0.70,0.32/0.52,0.90(4)
レモン	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
グレープフルーツ	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
ライム	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○・申			(なつみかんを参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(4),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なしを参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1		申			0.21,0.36(4)
あんず(アクリコトを含む。)	5		申			(うめを参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.2		申			0.04(4),<0.01
うめ	5		申			0.76,1.65(4)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(4)
いちご	3	2	○・申			1.30,1.02
ぶどう	5		申			0.09,2.80(4)
茶	60	60	○			48.8(4),5.0/ 14.0,15.4(荒茶)
その他のスパイス	15	10	○・申			4.14,2.38(4)/ 6.41(4),1.66 (みかん(果皮))

(4)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (4)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シエンピラフェン

食品名	残留基準値 ppm
なす	0.7
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(含ネーブルオレンジ)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実(注1)	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アクリコトを含む。)	5
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
茶	60
その他のスパイス(注2)	15

(注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

メトキシフェノジド(Methoxyfenozide)

農薬名 メトキシフェノジド

(別紙1)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。作用機構としては、昆虫の脱皮ホルモン(エクダイソン)様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; ブロッコリー/ハスモンヨトウ、ヨトウムシ										
我が国の登録状況	米、大豆、りんご、ブロッコリー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	ブロッコリー、キャベツ等に国際基準は設定されている。 米国においてアーティチョーク、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、なし等に、オーストラリアにおいて綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウイフルーツ、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.098 mg/kg体重/day [設定根拠] 1年間慢性毒性試験(イヌ・混餌) 無毒性量 9.8 mg/kg体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>TMDI/ADI比 (%)</td> </tr> <tr> <td>国民平均</td> <td>42.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>45.3</td> </tr> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	42.2	幼小児(1~6歳)	75.1	妊婦	33.4	高齢者(65歳以上)	45.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	42.2										
幼小児(1~6歳)	75.1										
妊婦	33.4										
高齢者(65歳以上)	45.3										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		外国 基準値 ppm	作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm			
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○				<0.02, <0.02/0.01, <0.01/0.02, 0.01
とうもろこし	0.02	0.02		0.02			<0.01, <0.01/<0.01, <0.01 [<0.05(n)=0.15(n)=13]
大豆	0.3	0.3	○			1.0	アメリカ
小豆類	4.0	4.0				4.0	アメリカ
てんさい さとうきび	0.05	0.05	○				<0.01, <0.01
かぶ類の葉	30	30				30	アメリカ
クレソン	30	30				30	アメリカ
はくさい キャベツ	7.0 7	7.0 7	○		7	7.0	アメリカ
芽キャベツ	7.0	7.0				7.0	アメリカ
ケール	30	30				30	アメリカ
こまつな	30	30				30	アメリカ
きょうな	30	30				30	アメリカ
チンゲンサイ	30	30				30	アメリカ
カリフラワー	7.0	7.0				7.0	アメリカ
ブロッコリー	5	3	○・申		3	7.0	アメリカ
その他のあぶらな科野菜	30	30	○			30	アメリカ
アーティチョーク	3.0	3.0				3.0	アメリカ
チコリ	30	30				30	アメリカ
エンダイブ	30	30				30	アメリカ
しゅんぎく	30	30				30	アメリカ
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	○		30		アメリカ
その他のきく科野菜	30	30				30	アメリカ
ねぎ(りーきを含む。)	3	3	○				アメリカ
パセリ	30	30	○		15		アメリカ
セロリ	15	15					アメリカ
その他のせり科野菜	30	30				30	アメリカ
トマト	2	2	○		2		アメリカ
ピーマン	3	3	○		2		アメリカ
なす	2	2	○			2.0	アメリカ
その他のなす科野菜	2	2	○			2.0	アメリカ
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3				0.3	アメリカ
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3	0.3				0.3	アメリカ
しろうり	0.3	0.3				0.3	アメリカ
すいか	0.3	0.3				0.3	アメリカ
メロン類果実	0.3	0.3				0.3	アメリカ
まくわうり	0.3	0.3				0.3	アメリカ
その他のうり科野菜	0.3	0.3				0.3	アメリカ
ほうれんそう	30	30				30	アメリカ
オクラ	2.0	2.0				2.0	アメリカ
その他の野菜	30	30	○			30	アメリカ

答申(案)

メトキシフェノジド

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(五米をいう。)	0.1	
とうもろこし	0.02	
大豆	0.3	
小豆類(注1)	4.0	(注1) いんげん、さざげ、サルトニ豆、サルトピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
てんさい	0.05	
かぶ類の葉	30	
クレソン	30	
はくさい	7.0	
キャベツ	7	
芽キャベツ	7.0	
ケール	30	
こまつな	30	(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
きょうな	30	
チンゲンサイ	7.0	
カリフラワー	5	
ブロッコリー	30	
その他のあぶらな科野菜(注2)	3.0	(注3) 「その他のさく科野菜」とは、さく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィア、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
アーティチョーク	30	
チコリ	30	
エンダイブ	30	
しゆんぎく	30	
レタス(サラダ菜及びちりやを含む。)	30	
その他のさく科野菜(注3)	30	(注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	30	
パセリ	15	
セロリ	30	
その他のせり科野菜(注4)	2	(注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	2	
なす	2	
その他のなす科野菜(注5)	0.3	
きゅうり(カーキンを含む。)	0.3	
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3	
しるうり	0.3	(注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しるうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
すいか	0.3	
メロン類果実	0.3	
まくわうり	0.3	
その他のうり科野菜(注6)	30	(注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ほうれんそう	2.0	
オクラ	30	
その他の野菜(注7)	2	
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
マルメロ	2	
びわ	2	
もも	2	
ネクタリン	2	
あんず(アブリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	2	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	2	
いちご	0.7	(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス類以外のものをいう。
クランベリー	0.7	
ぶどう	0.5	
キウイ	0.1	
かき	0.1	
バナナ	0.1	
パパイア	0.1	
アボカド	0.1	
パイナップル	0.1	
グアバ	0.1	
マンゴー	0.1	
パッションフルーツ	0.1	
なつめやし	0.1	
スパイス類	0.1	
ぎんなん	0.1	(注9) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くるみ、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類(注9)	20	(注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
茶	30	
その他のスパイス(注10)	30	
その他のハーブ(注11)	30	(注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、オランダガラシ、パセリの葉、パセリの茎、セロリの葉及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.02	
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.02	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	
牛の腎臓	0.02	
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	
牛の食用部分	0.02	
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家禽の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.02	0.02 7割カ
その他の家禽の脂肪	0.02	0.02 7割カ
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家禽の卵	0.01	0.01
すもも(乾燥させたもの)	2	2
干しぶどう	3	3

農薬名 メトキシフェノジド (別紙1)

農産物名	基準値			参考基準値		作物残留試験成績 ppm
	ppm	現行 ppm	登録 有無	国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	2	2	○	2		0.60, 0.92
日本なし	2	2		2		
西洋なし	2	2		2		
マルメロ	2	2		2		
びわ	2	2		2		
もも	2	2		2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(プルーンを含む。)	2	2		2		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		0.62(※), 0.38(※)
いちご	2	2	○			0.42, 0.60
クランベリー	0.7	0.7		0.7		
ぶどう	1	1	○	1		
バナナ						
キウイ	0.5	0.5			0.5	【0.01-0.77(n=24)】
その他の果実	0.1	0.1		0.1		
納豆	7	7		7		
ぎんなん	0.1	0.1		0.1		
くり	0.1	0.1		0.1		
ペカン	0.1	0.1		0.1		
アーモンド	0.1	0.1		0.1		
くるみ	0.1	0.1		0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1		
茶	20	20	○			7.64, 13.90
その他のスパイス	30	30			30	【米国のレタス及びほうれんそうを参照】
その他のハーブ	30	30				【11-18(n=7)からしな】
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02	0.02 7割カ	
その他の家禽の脂肪	0.02	0.02		0.02	0.02 7割カ	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の卵	0.01	0.01		0.01		
すもも(乾燥させたもの)	2	2		2		
干しぶどう	3	3		3		

(※)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

メトキシフェノジド (つづき)

豚の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.02
豚の食用部分	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 (注1,3)	0.02
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家禽 (注1,4) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
その他の家禽の脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.01
その他の家禽の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家禽の腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家禽の食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家禽の卵	0.01
すもも (乾燥させたもの)	2
干しぶどう	3

(注1,3) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注1,4) 「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	アシルアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請; りんご、ネクタリン、小粒核果類、いちじく、きゅうり/ハダニ類										
我が国の登録状況	なす、すいか、りんご、もも、茶等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.092 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 9.21 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シフルメトフェン及び代謝物B-1とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>16.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>7.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.6	幼小児 (1~6歳)	16.4	妊婦	6.0	高齢者 (65歳以上)	7.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.6										
幼小児 (1~6歳)	16.4										
妊婦	6.0										
高齢者 (65歳以上)	7.1										
意見聴取の状況	平成22年6月11日に在京大使館への説明を実施 平成22年7月7日~8月5日パブリックコメントを実施 平成22年7月1日~8月30日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす	5	5	○			0.71,1.54(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	3		申			0.7,1.2(\$)
すいか	0.5	0.5	○			<0.17,0.17
メロン類果実	1	1	○			0.31(\$),0.21
みかん	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
なつみかんの果実全体	5	5	○			0.49,2.33(\$)(*)
レモン	10	10	○			その他のかんきつ参照
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			その他のかんきつ参照
グレープフルーツ	10	10	○			その他のかんきつ参照
ライム	10	10	○			その他のかんきつ参照
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.26(すだち)四22(かぼす)
りんご	3	3	○・申			1.07(\$),0.62
日本なし	3	3	○			1.06(\$),0.53
西洋なし	3	3	○			日本なし参照
もも	0.5	0.5	○			<0.17,<0.17
ネクタリン	2		申			1.0,0.9
あんず(アブリコットを含む。)	10		申			ウメ参照
すもも(ブルーンを含む。)	1		申			0.5,<0.2
うめ	10		申			3.9,2.2
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			3.61,2.62
いちご	3	3	○			1.02,1.19
その他の果実	3		申			1.01,1.09(いちじく)
茶	20	20	○			14.7(\$),5.2(露茶) <1.7,<1.7(復出液)
その他のスパイス	20	20	○			10.28(\$),4.9 (みかん果皮)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (四)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

シフルメトフェン

食品名	残留基準値 ppm
なす	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	3
すいか	0.5
メロン類果実	1
みかん	0.5
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	10
りんご	3
日本なし	3
西洋なし	3
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず(アブリコットを含む。)	10
すもも(ブルーンを含む。)	1
うめ	10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	3
その他の果実 ^{注2)}	3
茶	20
その他のスパイス	20

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェン及びα, α, α-トリフルオロトルイル酸をシフルメトフェンに換算したものの和をいう。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスバイス以外のものをいう。

注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、マンゴ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴ、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

アゾキシストロピン (Azoxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビリン系殺菌剤である。エネルギー生成に重要な役割を果たしているミトコンドリアの電子伝達系の中のコハク酸-CoQ リクターゼ間の電子伝達を阻害することにより作用すると考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請: えだまめ/べと病 非結球あぶらな科葉菜類/白さび病 バナナ/黒星病 しょうが/根茎腐敗病										
我が国の登録状況	米、大豆、キャベツ、オクラ、マンゴー等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	バナナ、えだまめ等に国際基準は設定されている。 米国においてしょうが、えだまめ等に、オーストラリアにおいてバナナ、アボカド等に、ニュージーランドにおいて大豆、ぶどう等に、カナダにおいてぶどう、なたね等に及び EU においてしょうが、えだまめ等において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.18 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 18.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: アゾキシストロピンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>58.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>33.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.3	幼小児 (1~6 歳)	58.7	妊婦	23.7	高齢者 (65 歳以上)	33.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.3										
幼小児 (1~6 歳)	58.7										
妊婦	23.7										
高齢者 (65 歳以上)	33.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 7 月 7 日~8 月 5 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 7 月 1 日~8 月 30 日 WLT 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農薬名 アゾキシストロピン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米 (玄米をいう。)	0.2	0.2	○	5.0	アメリカ	<0.01(4), <0.01(4), <0.01(4), <0.02(4), 0.0 (4), <0.02(4), 0.03(4), 0.04(4) <0.01(4), <0.02(4), 0.02(4), 0.02(4) [0.30, 2.7, 2.2, 0.41, 0.19, 0.27, 0.82]
小麦	0.3	0.5	○	0.2	アメリカ	<0.01(4), <0.02(4), <0.01(4), 0.10(4) [0.01, 0.03, 0.02, 0.02, 0.03]
大麦	0.5	0.3	○	0.5	アメリカ	[0.23, 0.14, 0.07]
ライ麦	0.3	0.3	○	0.2	EU	
とうもろこし	0.05	0.05	○	0.02	アメリカ	[<0.01, <0.01, <0.01, 0.02, <0.01, <0.01]
その他の穀類	0.5	0.3	○	0.5		
大豆	0.5	0.5	○	0.5	アメリカ	0.02, 0.01, 0.03(4), 0.05(4) [0.04, 0.12, 0.12, 0.07, 0.06, 0.06, 0.02] 0.01, 0.01, <0.01(4), <0.01(4) [米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照]
小豆類	0.5	0.5	○	0.5	アメリカ	[米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照]
えんどう	0.5	0.5	○	0.5	アメリカ	[米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照]
そら豆	0.5	0.5	○	0.5	アメリカ	[米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照]
らっかせい	0.2	0.2	○	0.2	アメリカ	[<0.01, 0.01, 0.01, 0.12, 0.01, <0.01, <0.01, 0.06, 0.01]
その他の豆類	0.5	0.5	○	0.5	アメリカ	[米国の大豆及び乾燥豆のデータを参照]
ばれいしよ	1	0.05	○	1	アメリカ	[0.01, 0.01, 0.01, 0.01, 0.01, 0.02, 0.01, 0.03, 0.01, <0.01, 0.01, <0.01, <0.01, 0.02, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01, <0.01]
さといも類(やつがしらを含む。)	1	0.03	○	1	アメリカ	[米国のばれいしよのデータを参照]
かんしょ	1	0.03	○	1	アメリカ	[米国のばれいしよのデータを参照]
やまいも(長いもをいう。)	1	0.03	○	1	アメリカ	[米国のばれいしよのデータを参照]
その他のいも類	1	0.03	○	1	アメリカ	[米国のばれいしよのデータを参照]
てんさい	1	0.5	○	1	アメリカ	<0.01, <0.01, <0.01(4), <0.01(4), <0.01, 0.01 [0.03, 0.05, 0.18, 0.08, 0.04, 0.10, 0.11, 0.08, 0.05]
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1	0.5	○	1	アメリカ	<0.01, <0.01 [0.41, 0.26, 0.14, 0.39, 0.11]
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	50.0	50	○	50.0	アメリカ	0.44, 0.14 [23.6, 31.4, 12.8, 9.9, 14.3]
かぶ類の根	1	0.5	○	1	アメリカ	0.02, 0.04 [米国のだいこん類の根を参照]
かぶ類の葉	15	15	○	15	アメリカ	2.36, 8.64(4)
西洋わさび	1	0.5	○	1	アメリカ	[米国のだいこん類の根及びペンサイのデータを参照]
クレソン	3.0	3.0	○	3.0	アメリカ	<0.20, 0.26 [0.117, 0.475, 0.511 (4), <0.0676, 1.32]
はくさい	3.0	3.0	○	3.0	アメリカ	<0.10(4), 0.06 [米国のキャベツとブロッコリーのデータを参照]
キャベツ	5	3.0	○	5	アメリカ	0.08, <0.01 [1.76, 0.90, 0.321, 1.99 (外葉あり), 0.176, 0.101, 0.0251, 0.174 (外葉なし)]
芽キャベツ	5	3.0	○	5	アメリカ	[0.02, 0.04, 0.05 / 米国のキャベツとブロッコリーのデータを参照]

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ケール	40	5	申			(きょうな参照)
ごまつな	15	5	申			1.0, 9.2(4)
きょうな	40	5	申			8.5, 24.6(4)
チンゲンサイ	40	5	申			(きょうな参照)
カリフラワー	5	3.0		5	3.0	7.0(4)
ブロッコリー	5	3.0		5	3.0	7.0(4)
その他のあぶらな科野菜	40	30	申	5		[0.804, 1.29, 2.13, 0.187]
ごぼう	1	0.5		1	0.5	7.0(4)
サルシフィー	1	0.5		1	0.5	7.0(4)
アーティチョーク	5	4.0		5	4.0	7.0(4)
チコリ	30	30		0.3	50.0	7.0(4)
エンダイブ	30.0	30	○		30.0	7.0(4)
しゅんぎく	30.0	30			30.0	7.0(4)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30.0	30	○	3	30.0	7.0(4)
その他のきく科野菜	50	50		1	50	7.0(4)
たまねぎ	1.0	0.1	○	10	1.0	7.0(4)
ねぎ(リーキを含む。)	10	7.5	○	10		
にんにく	0.1	0.1	○	10		
にら	5	5	○			
アスパラガス	2	2	○	0.01		
わけぎ	10	1	○	10		
その他のゆり科野菜	50	50	○	10	50	7.0(4)
にんじん	1	0.5	○	1	0.5	7.0(4)
パースニップ	1	0.5		1	0.5	7.0(4)
パセリ	30.0	30	○		30.0	7.0(4)
セロリ	30.0	30		5	30.0	7.0(4)
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	50	50	○	10	50	7.0(4)
トマト	3	1	○	3		

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ピーマン	3	3	○	3		1.18, 1.28 [0.107(4), 0.369(4), 0.314(4), 0.242(4), 0.136(4)]
なす	3	2	○	3		0.26, 0.58(4)
その他のなす科野菜	30	2.0		30	2.0	7.0(4)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1	0.3	7.0(4)
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1	○	1	0.3	7.0(4)
しろり	1	1	○	1	0.3	7.0(4)
すいか	1	1	○	1	0.3	7.0(4)
メロン類果実	1	1	○	1	0.3	7.0(4)
まくわり	1	1		1	0.3	7.0(4)
その他のうり科野菜	1	1	○	1	0.3	7.0(4)
ほうれんそう	30.0	30			30.0	7.0(4)
オクラ	3	3	○	3		
しょうが	0.3	0.03	申			
未成熟えんどう	3	3.0	○	3	3.0	7.0(4)
未成熟いんげん	3	3.0		3	3.0	7.0(4)
えだまめ	5	3.0	申	3		
その他の野菜	50	50		3	50	7.0(4)
みかん	1.0	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
なつみかんの果実全体	2	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
レモン	2	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
グレープフルーツ	2	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
ライム	2	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
その他のかんきつ類果実	2	1.0		PH 15	PH10	7.0(4)
りんご	2	2	○			
日本なし	2	2	○			
西洋なし	2	2	○			
びわ	0.1	0.1	○			
もも	0.05	1.5	○	2	1.5	7.0(4)
ネクタリン	3	3	○	2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	1.5		2	1.5	7.0(4)
すもも(ブルーングを含む。)	2	1.5	○	2	1.5	7.0(4)
うめ	2	1.5	○	2		

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○	2		1.30(4),0.47
いちご	10	3	○	10	アメリカ	0.11(※),1.20(※),0.03(※),1.18(※)
ラズベリー	5.0	5.0		5	アメリカ	[0.69(※),2.33]
ブラックベリー	5.0	5.0		5	アメリカ	[2.87(※)]
ブルーベリー	5	3.0		5	アメリカ	[1.33(※),0.49(※),0.918(※),0.677(※),0.869(※),0.857(※),1.06(※)]
クランベリー	0.5	0.5		0.5	アメリカ	[0.151,0.257,0.282,0.181]
ハuckleベリー	5	3.0		5	アメリカ	【米国のブルーベリーのデータを参照】
その他のベリー類果実	5.0	5.0		5	アメリカ	【米国のラズベリーのデータを参照】
ぶどう	10	10	○	2		4.22(4),1.68(4)
かき	1	1	○			0.05,0.36(4)
バナナ	3	2.0	申	2	アメリカ	1.33,0.72 [0.10,0.18,0.10,0.21,0.25,0.15(無袋)ノ0.04,0.01,0.02,0.05,0.02,0.13(袋詰)]
パパイヤ	2.0	2.0		0.3	アメリカ	[0.16,0.49]
アボカド	1	1		1	オーストラリア	【オーストラリアのアボカドのデータを参照】
グアバ	0.3	0.3	○			0.03(※),0.08(※)
マンゴー	1	1	○	0.7	アメリカ	0.5,0.4 [0.243,0.0686,0.444]
パッションフルーツ	1	1	○			0.33,0.30
その他の果実	3	3	○	0.01	アメリカ	0.25,0.58(いちじく), 1.42(※),0.37(※)(イチゴ), [1.65,0.23(ライチ)]
ペリバナの種子	0.5	1.0		0.5	アメリカ	【米国のキャノーラのデータを参照】
綿実	0.7	0.02		0.7	アメリカ	[<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01]
なたね	1	1		1	カナダ	[0.05,0.03,<0.01,0.01]
ぎんなん	0.01	0.02		0.01		
くり	0.02	0.02		0.01	アメリカ	
ペカン	0.02	0.02		0.01	カナダ	
アーモンド	0.02	0.02		0.01	アメリカ	[<0.01,<0.01,<0.01,<0.01,<0.01]
くるみ	0.02	0.02		0.01	アメリカ	
その他のナッツ類	1	0.5		1	アメリカ	
茶	10	10	○			4.75(4),2.62,0.80,3.46,2.50,1.34,0.42, 1.28
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05	ブラジル	[<0.01]
ホップ	30	20		30	アメリカ	[3.2(※),3.4(※),12(※),10(※),15(※),9.3(※)]
その他のスパイス	30	30		38	アメリカ	[6.20,17.4,23.3(4)](ディール)
その他のハーブ	70	50	○	70	アメリカ	1.5,0.8(あきつき), 0.10,0.04(シソ), 0.50(※),0.34(※),2.2,1.0(みょうが) [4.36,5.60,12.2,10.7,21.0,7.52,7.19(マスタード)46.3,23.3,19.3(バシル)]
牛の筋肉	0.01	0.01		0.05	EU	
豚の筋肉	0.01	0.01		0.05	EU	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.05	EU	
牛の脂肪	0.05	0.03		0.05	EU	
豚の脂肪	0.05	0.01		0.05	EU	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.03		0.05	EU	
牛の肝臓	0.07	0.3		0.07	カナダ	
豚の肝臓	0.07	0.3		0.07	カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	0.3		0.07	カナダ	
牛の腎臓	0.07	0.07		0.07	アメリカ	
豚の腎臓	0.07	0.06		0.07	カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07		0.07	アメリカ	
牛の食用部分	0.07	0.07		0.07	アメリカ	

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
豚の食用部分	0.07	0.01		0.07	EU	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	0.07		0.07	アメリカ	
乳	0.01	0.01		0.01	EU	
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	EU	
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01		0.01	EU	
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01	EU	
その他の家禽の脂肪	0.01	0.01		0.01	EU	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	EU	
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01		0.01	EU	
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	EU	
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01		0.01	EU	
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	EU	
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01		0.01	EU	
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	EU	
その他の家禽の卵	0.01	0.01		0.01	EU	
魚介類	0.08	0.08				

(※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 (4)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 *PHは、ポストハーベスト処理に基づく基準を示す。

アゾキシストロビン

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	
小麦	0.3	
大麦	0.5	
ライ麦	0.3	
とうもろこし	0.05	(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、小麦粉、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
その他の穀類(注1)	0.5	
大豆	0.5	
小豆類	0.5	
えんどう	0.5	
そらまめ	0.5	
らつかせい	0.2	
その他の豆類(注2)	0.5	(注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そらまめ、らつかせい及びスライス以外のものをいう。
ばれいしょ	1	
さといも類(やつがしらを含む。)	1	
かんしょ	1	
やまいも(長いもをいう。)	1	
その他のいも類(注3)	1	(注3)「その他のいも類」とは、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにやくいも以外のものをいう。
てんさい	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	50.0	
かぶ類の根	1	
かぶ類の葉	15	
西洋わさび	1	
クレソン	3.0	
はくさい	3.0	
キャベツ	5	
芽キャベツ	5	
ケール	40	
こまつな	15	
きょうな	40	
チンゲンサイ	40	
カリフラワー	5	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜(注4)	40	(注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう	1	
サルシフィー	1	
アーティチョーク	5	
チコリ	30	
エンダイブ	30.0	
しゅんぎく	30.0	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30.0	
その他のきく科野菜(注5)	50	
たまねぎ	1.0	
ねぎ(リーキを含む。)	10	
にんにく	0.1	
にら	5	
アスパラガス	2	
わけぎ	10	(注6)「その他ゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
その他のゆり科野菜(注6)	50	

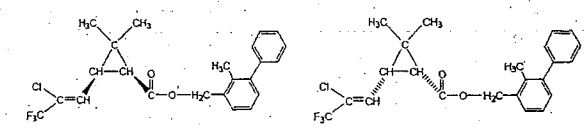
アゾキシストロビン(つづき)

食品名	残留基準値	
	ppm	
にんじん	1	
パースニップ	1	
パセリ	30.0	
セロリ	30.0	
みつば	5	
その他のせり科野菜(注7)	50	(注7)「その他せり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば及びハーブ以外のものをいう。
トマト	3	
ピーマン	3	
なす	3	
その他のなす科野菜(注8)	30	(注8)「その他なす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	
しろうり	1	
すいか	1	
メロン類果実	1	
まくわうり	1	
その他のうり科野菜(注9)	1	(注9)「その他うり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類、及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう	30.0	
オクラ	3	
しょうが	0.3	
未成熟えんどう	3	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	5	
その他の野菜(注10)	50	(注10)「その他野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、おくら、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	1.0	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実(注11)	2	(注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	2	
日本なし	2	
西洋なし	2	
びわ	0.1	
もも	0.05	
ネクタリン	3	
あんず(アブリコットを含む。)	2	
すもも(プルーンを含む。)	2	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	10	
ラズベリー	5.0	
ブラックベリー	5.0	
ブルーベリー	5	
クランベリー	0.5	
ハuckleベリー	5	
その他のベリー類果実(注12)	5.0	(注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
ぶどう	10	
かき	1	

アノキシストロピン(つづき)

(別紙2)

食品名	残留基準値	
	DDM	
バナナ	3	
パイナップル	2.0	
アボカド	1	
グアバ	0.3	
マンゴー	1	
パッションフルーツ	1	
その他の果実(注13)	3	(注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスライス以外のものをいう。
べにばなの種子	0.5	
綿実	0.7	
なたね	1	
ぎんなん	0.01	
くり	0.02	
ペカン	0.02	
アーモンド	0.02	
くるみ	0.02	
その他のナッツ類(注14)	1	(注14)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びクルミ以外のものをいう。
茶	10	
コーヒー豆	0.05	
ホップ	30	
その他のスパイス(注15)	30	(注15)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ(注16)	70	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注17)の筋肉	0.01	(注17)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.05	(注16)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	0.07	
豚の肝臓	0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.07	
牛の腎臓	0.07	
豚の腎臓	0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	
牛の食用部位(注18)	0.07	(注18)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部位	0.07	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.07	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家禽(注19)の筋肉	0.01	(注19)「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.01	
その他の家禽の脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家禽の肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家禽の腎臓	0.01	
鶏の食用部位	0.01	
その他の家禽の食用部位	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家禽の卵	0.01	
魚介類	0.08	

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ビフェニル基を有するピレスロイド系の殺虫剤であり、他のピレスロイド系殺虫剤と同様、昆虫の神経細胞膜の Na チャネルに作用してこれを開口し、持続的に脱分極を生じさせて神経機能を攪乱し殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：すもも/シンクイムシ類 エンサイ/オンパッタ										
我が国の登録状況	大豆、ばれいしょ、キャベツ、みかん等に農薬登録がなされている。										
諸外国の状況	小麦、大麦、トウモロコシ、ばれいしょ、畜産物等に国際基準が設定されている。米国においていちご、あぶらな科野菜、大豆、とうもろこし等に、EUにおいてりんご、ぶどう、豆類等に、オーストラリアにおいてぶどう、かんきつ類等にニュージーランドでキウイに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 10日間発生毒性試験 (ラット・強制経口投与) 無毒性量 1.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ビフェントリンとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1523 973 2105 1149"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>51.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>24.4</td> </tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	24.4	幼小児 (1~6歳)	51.4	妊婦	19.6	高齢者 (65歳以上)	24.4
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	24.4										
幼小児 (1~6歳)	51.4										
妊婦	19.6										
高齢者 (65歳以上)	24.4										
意見聴取の状況	平成22年7月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年8月2日~8月31日パブリックコメントを実施 平成22年8月9日~10月8日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ビフェントリン

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.5	0.5		0.5	EU	<0.01(n=1)~0.023(n=3) [EU]
大麦	0.05	0.05		0.05	EU	<0.01(n=1) [EU]
ライ麦	0.05	0.05		0.05	EU	<0.01(n=1) [EU]
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	米国	<0.01(n=9) [米国]
そば	0.05	0.05		0.05	EU	[EUのライ麦参照]
その他の穀類	0.05	0.1		0.05	EU	[EUのライ麦参照]
大豆	0.1	0.1	○	0.1	EU	<0.01, <0.01/[0.02] (EU)
小豆類	0.1	0.1	○	0.15	米国	<0.005, <0.005/<0.01, <0.01
えんどう	0.05	0.05		0.05	EU	<0.010, <0.010, <0.025 [EU]
そらまめ	0.05	0.05		0.05	EU	[EUのえんどうを参照]
らっかせい	0.1	0.1		0.1	EU	[EUの大豆を参照]
その他の豆類	0.15	0.2		0.15	米国	
ばれいしよ	0.05	0.05	○	0.05	米国	0.006, <0.005 <0.005, <0.005 / <0.05 (n=6) [米国]
さといも類 (やつがしらを含む)	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のばれいしよを参照]
かんしょ	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のばれいしよを参照]
やまいも (長いもをいう)	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のばれいしよを参照]
その他のいも類	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のばれいしよを参照]
てんさい	0.2	0.2	○			0.009, 0.020/0.057(3), 0.018 / <0.01, 0.010
さとうきび	0.01	0.01		0.01	オーストラリア	[<0.01] (オーストラリア)
だいこん類 (ラディッシュを含む) の根	0.05	0.1	○			0.012, 0.013
だいこん類 (ラディッシュを含む) の葉	1	1	○			0.131, 0.322(3)
かぶ類の葉	3.5	3.5		3.5	米国	[米国のからしなを参照]
クレソン	2	2		2	EU	[EUのレタスを参照]
はくさい	0.5	0.5	○			0.136(3), 0.005
キャベツ	2	2	○			0.083, <0.005
芽キャベツ	2	2	○			
ケール	3.5	3.5		3.5	米国	[米国のからしなを参照]
ごまつな	3.5	3.5		3.5	米国	[米国のからしなを参照]
きょうな	3.5	3.5		3.5	米国	[米国のからしなを参照]
チンゲンサイ	3.5	3.5		3.5	米国	[米国のからしなを参照]
カリフラワー	0.05	0.05				
ブロッコリー	0.1	0.1				
その他のあぶらな科野菜	3.5	3.5		3.5	米国	[1.68, 0.85, 1.78, 2.01, 1.28, 0.83, 0.07, 0.19] (からしな) (米国)
アーティチョーク	0.2	0.2		2	EU	[EUのレタスを参照]
エンダイブ	2	2		3.0	米国	[0.03, 0.28, 0.77, 0.14] (米国) / <0.05~0.12 (n=3) [EU]
レタス (サラダ菜及びちりしやを含む)	3.0	3.0				
ねぎ (リーキを含む)	0.5	0.5	○			0.072, 0.012 / 0.022, 0.191(3)
にら	0.05	0.05		0.05	EU	[0.09(n=0.05(n=0.04(n=0.09(n=0)) [EU]
アスパラガス	0.05	0.1		0.05	EU	[EUのにら参照]
トマト	0.5	0.5	○			0.056, 0.057/ミニトマト 0.05, 0.188(3) [<0.055~0.17(n=5) (Bell Pepper)] (米国) [<0.05(n=0.22(n=7) (non-bell pepper)] (米国)
ピーマン	0.5	0.5		0.5	米国	0.054, 0.132 / 0.142, 0.165(3) / <0.005, 0.046
なす	0.5	0.5	○			
その他のなす科野菜	0.5	0.5		0.5	米国	[米国のピーマンを参照]
きゅうり (ガーキンを含む)	0.5	0.5	○	0.4	米国	0.041, 0.104(3) / 0.052, 0.065 / 0.011, 0.064 [<0.10~0.24 (n=7)] (米国)
かぼちゃ (スカッシュを含む)	0.4	0.4		0.4	米国	[米国のきゅうりを参照]
しろうり	0.4	0.4		0.4	米国	[米国のきゅうりを参照]
すいか	0.2	0.2	○			0.006, <0.005 / <0.005(n=0.005(n=4)
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.006, 0.011 / 0.005, <0.005
まくわうり	0.4	0.4		0.4	米国	[米国のきゅうりを参照]

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のうり科野菜	0.4	0.4		0.4	米国	[米国のきゅうりを参照]
ほうれんそう	0.2	0.2		0.2	米国	[0.16, 0.06] (米国)
しょうが	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のばれいしよを参照]
未成熟えんどう	0.6	0.6		0.6	米国	[0.17~0.49(n=6)] (米国)
未成熟いんげん	0.6	0.6		0.6	米国	[米国の未成熟えんどうを参照]
えだまめ	0.6	0.6		0.6	米国	[米国の未成熟えんどうを参照]
その他の野菜	2	0.1	○・申			エンサイ: 0.80, 0.96 0.086, 0.010 / 0.007, <0.005 / 0.02(3), <0.01 (すだちを参照)
みかん	0.1	0.1	○			(すだちを参照)
なつみかんの果実全体	2	2	○			(すだちを参照)
レモン	2	2	○	0.05		(すだちを参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	2	2	○	0.05		(すだちを参照)
グレープフルーツ	2	2	○	0.05		(すだちを参照)
タイム	2	2	○			(すだちを参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			0.96 (すだち)
りんご	1	1	○			0.059(n), 0.043(n) / 0.064(n), 0.054(n) / 0.117, 0.035 / 0.30, 0.18 / 0.20, 0.52
日本なし	0.5	0.5	○	0.5		0.074, 0.100/ 0.122, 0.194
西洋なし	0.5	0.5	○	0.5		(日本なしを参照)
マルメロ	0.1	0.1	○			
びわ	0.1	0.1	○			<0.005, <0.005
もも	0.03	0.1	○			<0.005, <0.005 / <0.01, <0.01
ネクタリン	1	1	○			0.22, 0.47
あんず (アブリコットを含む)	1	1	○	1	オーストラリア	[0.12~0.36(n=4)] (オーストラリア)
すもも (プルーンを含む)	0.5	0.1	○・申			0.11(3), 0.05
うめ	1	1	○			[<0.02(n=1)] (オーストラリア)
おうとう (チェリーを含む)	2	2	○			0.286, 0.536(3)
いちご	2	2	○	1	米国	0.058, 0.082/ 0.338(n), 0.116(n)
ラズベリー	1.0	1.0	○	1.0	米国	[<0.05, 0.28, 0.23, 0.28] (米国)
ブラックベリー	1.0	1.0	○	1.0	米国	[0.47] (米国)
その他のベリー類果実	1.0	2	○	1.0	米国	0.020, <0.005 (ヘスカップ) / 米国のス・ヘリー・ブラックベ リーを参照]
ぶどう	2	2	○			0.728(3), 0.348 / 0.420, 0.123
かき	0.5	0.5	○			0.056, 0.124/ 0.14, 0.16
バナナ	0.1	0.1		0.1	オーストラリア	[<0.02 (n=2)] (オーストラリア)
パパイヤ	0.5	0.5		0.5	EU	[0.3, 0.095, 0.17, 0.13 / 0.204, 0.140, 0.157, 0.134] [EU]
マンゴー	0.3	0.3		0.3	EU	[0.15, 0.07/ 0.234, 0.31] [EU]
その他の果実	0.3	0.3	○			0.08, 0.08 (あけび)
ひまわりの種子	0.1	0.1		0.1	EU	[EUの大豆を参照]
ごまの種子	0.1	0.1		0.1	EU	[EUの大豆を参照]
べにばなの種子	0.1	0.1		0.1	EU	[EUの大豆を参照]
綿実	0.5	0.5		0.5	米国	[<0.05(n=0.37(n=9)) (米国)
なたね	0.1	0.1		0.1	EU	[EUの大豆を参照]
その他のオイルシード	0.1	0.1		0.1	EU	[EUの大豆を参照]
くり	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のペカン、 アーモンドを参照]
ペカン	0.05	0.05		0.05	米国	[<0.05 10例] (米国)
アーモンド	0.05	0.05		0.05	米国	[<0.05 4例] (米国)
くるみ	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のペカン、 アーモンドを参照]
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05	米国	[米国のペカン、 アーモンドを参照]
茶	25	25	○			3.34, 17.8(3)/ 1.29 , 5.15/ 5.96, 1.95
カカオ豆	0.1	0.1	○			
ホップ	10	10	○	10		0.42, 0.37

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	10	10				0.86, 3.31(3)/0.786, 0.532/ 1.6, 0.7 (みかんの果皮) 【米国のからしを参照】
その他のハーブ	3.5	3.5				
牛の筋肉	0.5	0.5			0.5	米国
豚の筋肉	0.5	0.5			0.5	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5			0.5	米国
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	2	2			2	オーストラリア
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2			2	オーストラリア
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
牛の食用部分	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
豚の食用部分	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5			0.5	オーストラリア
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家禽の筋肉	0.05	0.05			0.05	オーストラリア
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家禽の脂肪	0.05	0.05			0.05	オーストラリア
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家禽の肝臓	0.05	0.05			0.05	オーストラリア
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家禽の腎臓	0.05	0.05			0.05	オーストラリア
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家禽の食用部分	0.05	0.05			0.05	オーストラリア
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家禽の卵	0.01	0.01				
小麦粉(全粒粉に限る。)	0.5	0.5		0.5		
小麦粉(全粒粉を除く。)	0.2	0.2		0.2		
小麦ふすま	2	2		2		

(3)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
(4)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

ピフェントリン

食品名	残留基準値 ppm	注
小麦	0.5	
大麦	0.05	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	注2)「いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。」
その他の穀類 ^(注1)	0.05	
大豆	0.1	
小豆類 ^(注2)	0.1	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスベイス以外のものをいう。
えんどう	0.05	
そらまめ	0.05	
らつかせい	0.1	注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
その他の豆類 ^(注3)	0.15	
ばれいしよ	0.05	
さといも類(やつがしらを含む)	0.05	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
かんしよ	0.05	
やまいも(長いもをいう)	0.05	
その他のいも類 ^(注4)	0.05	
てんさい	0.2	注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
さとうきび	0.01	
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	
かぶ類の葉	3.5	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。
クレソン	2	
はくさい	0.5	注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スベイス及びハーブ以外のものをいう。
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	3.5	
こまつな	3.5	
きょうな	3.5	
チンゲンサイ	3.5	注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスベイス以外のものをいう。
カリフラワー	0.05	
ブロッコリー	0.1	
その他のあぶらな科野菜 ^(注5)	3.5	
アーティチョーク	0.2	
エンダイブ	2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	3.0	
ねぎ(リーキを含む)	0.5	
にら	0.05	
アスパラガス	0.05	
トマト	0.5	
ピーマン	0.5	
なす	0.5	
その他のなす科野菜 ^(注6)	0.5	
きゅうり(ガーキンを含む)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む)	0.4	
しろり	0.4	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.2	
まくわり	0.4	
その他のうり科野菜 ^(注7)	0.4	
ほうれんそう	0.2	
しょうが	0.05	
未成熟えんどう	0.6	
未成熟いんげん	0.6	
えだまめ	0.6	
その他の野菜 ^(注8)	2	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	2	
レモン	2	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	
グレープフルーツ	2	
ライム	2	
その他のかんきつ類果実 ^(注9)	2	

クロルフェナピル(Chlorfenapyr)

ピフェントリン (続き)

食品名	残留基準値 ppm
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
マルメロ	0.1
びわ	0.1
もも	0.03
ネクタリン	1
あんず (アブリコットを含む)	1
すもも (フルーンを含む)	0.5
うめ	1
おうとう (チェリーを含む)	2
いちご	2
ラズベリー	1.0
ブラックベリー	1.0
その他のベリー類果実 ^{注10)}	1.0
ぶどう	2
かき	0.5
バナナ	0.1
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.3
その他の果実	0.3
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.1
べにばなの種子	0.1
綿実	0.5
なたね	0.1
その他のオイルシード ^{注11)}	0.1
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.05
茶	25
カカオ豆	0.1
ホップ	10
その他のスパイス ^{注13)}	10
その他のハーブ ^{注14)}	3.5
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注16)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家禽 ^{注17)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家禽の脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家禽の肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家禽の腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家禽の食用部分	0.05
鶏の卵	0.01
その他の家禽の卵	0.01
小麦粉 (全粒粉に限る。)	0.5
小麦粉 (全粒粉を除く。)	0.2
小麦ふすま	2

注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。

注11)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、さんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

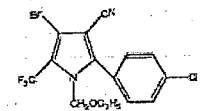
注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しよが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、バセリの葉、バセリの葉、セロリの葉及びセロリの葉以外のものをいう。

注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

注17)「その他の家禽」とは、家禽のうち、鶏以外のものをいう。

審議の対象	農業の食品中の残留基準の設定										
経緯	農業取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農業/殺虫剤										
作用機構	ピロール環を有する殺虫剤である。ミトコンドリアにおける酸化リン酸化を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：キウイフルーツ/キウイヒメヨコバイ すもも/アウトウハダニ										
我が国の登録状況	小豆類、かんしょ、キャベツ、みかん等に農業登録がなされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国においてなす科野菜に、EUにおいて茶に、オーストラリアにおいてりんご、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.026 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間慢性神経毒性試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロルフェナピルとする。										
暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="1523 893 2083 1069"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>国民平均</td><td>15.8</td></tr> <tr><td>幼小児 (1~6歳)</td><td>29.4</td></tr> <tr><td>妊婦</td><td>12.2</td></tr> <tr><td>高齢者 (65歳以上)</td><td>16.2</td></tr> </tbody> </table> EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	15.8	幼小児 (1~6歳)	29.4	妊婦	12.2	高齢者 (65歳以上)	16.2
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	15.8										
幼小児 (1~6歳)	29.4										
妊婦	12.2										
高齢者 (65歳以上)	16.2										
意見聴取の状況	平成22年7月8日に在京大使館への説明を実施 平成22年8月2日~8月31日パブリックコメントを実施 平成22年8月9日~10月8日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(あずき)
さといも類(やつかしらを含む。)	0.03	0.03	○			<0.05(0), 0.006
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
やまいも(長しもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(6)
てんさい	0.5	0.5	○			0.12(3), 0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			0.014, 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3	3	○			0.27, 1.42(3)
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.02, 0.05(3), 0.02, 0.04
かぶ類の葉	15	15	○			9.60, 4.66/9.52, 5.37
はくさい	0.5	1	○			0.14, 0.09
キャベツ	1	0.7	○	申		0.33, 0.30
芽キャベツ	0.3	0.3	○			<0.05, 0.08
ケール	10	10	○			きょうな参照
ごまつな	5	5	○			2.84, 2.28, 1.22
きょうな	10	10	○			1.28, 4.86
チンゲンサイ	10	10	○			きょうな参照
カリフラワー	1	1	○			1.38, 0.52
ブロッコリー	1	1	○			0.38(3), 0.15(4)
						0.174, 0.42(3)
その他のあぶらな科野菜	10	10	○			1.06, 2.74(セロリアン) 0.39, 0.24(非緑葉キャベツ) 4.62, 5.82(非緑葉キャベツ) 0.39, 0.72(葉ブロッコリー) 0.96, 0.95(ナバナ) 0.88, 1.96(サントウサイ)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			0.21, 0.09(レタス) 7.58, 4.39(チサ菜) 4.88, 11.6(チサ菜) 2.84, 6.14(アフリカ) 11.0, 5.66(アフリカ) 0.22, 0.34(よき) 11.2(3), 4.0(スイデンシヤ) 0.088, 0.052(つわぶき) 0.39, 1.008(食用ぎく)
その他のまき科野菜	20	20	○			
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			1.39, 0.74(葉ねぎ) 0.90, 0.92(根ねぎ)
アスパラガス	0.5	0.5	○			0.20, 0.02
その他のゆり科野菜	0.7	0.7	○			0.22(3), 0.14(葉にんにく)
セロリ	3	3	○			1.39, 1.35
みつば	3	3	○			1.3, 0.8
その他のせり科野菜	2	2	○			0.5(3), <0.3(アジナギ)
トマト	1.0	1.0	○	1.0	アフリカ	0.09, 0.12(トマト) 0.20, 0.12(トマト) [0.14(4)-0.57(6)(4)]
ピーマン	1	1	○	1.0	アフリカ	0.20, 0.36(3) [0.41(6)]
なす	1	1	○	1.0	アフリカ	0.324(3), 0.164
その他のなす科野菜	5	5	○	1.0	アフリカ	2.35, 0.90/0.42, 0.27(ツツリ) 0.51, 0.68(赤実長根ツツリ) [0.28(4)-0.99(6)(3)(2)(がしら)]
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	1	○			0.166, 0.118
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.06, 0.12(3)
しろがり	1	1	○			きゅうりの作物残留試験成績の2倍として設定した。
すいか	0.05	0.05	○			<0.01(4), <0.01(4)
その他のうり科野菜	1	1	○			0.4(3), 0.2(ニガウリ)
オクラ	0.7	0.7	○			0.22, 0.30
未成熟えんどう	2	2	○			0.58, 0.96(4) (3)
その他の野菜	2	2	○			0.06, 0.08(ハスイイ菜) 0.36, 0.16(ローマ) 0.50, 0.08(サトイモ) 0.05, 0.91(ニンニク) 0.57, 0.66(マユイモ) 0.57, 0.67(食用アズキ) 0.83, 0.40(つわぶき)
みかん	0.3	0.5	○			0.07(3), 0.03(散布) 0.02, <0.02(常温乾燥) 0.35, 0.73
なつみかんの果実全体	2	2	○			
レモン	2	2	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			なつみかん参照
グレープフルーツ	2	2	○			なつみかん参照
ライム	2	2	○			なつみかん参照
その他のかんきつ類果実	2	2	○			なつみかん参照 0.26, 0.48(ゆず)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	2	2	○		0.5 オーストラリア	0.291, 0.108, 0.38 0.420, 0.60, 0.69 [0.13, (4)-0.77(0)(4=13)] 0.35, 0.28 [0.11, -0.28(0)(4=5)]
日本なし	1	1	○		0.5 オーストラリア	
西洋なし	1	1	○		0.5 オーストラリア	
マルメロ	0.5	0.5	○		0.5 オーストラリア	
びわ	0.5	0.5	○		0.5 オーストラリア	
もも	0.05	0.05	○		1 オーストラリア	<0.01, <0.01 [0.22, -0.76(0)(4=0)] 0.28, 0.45 0.10, 0.18 0.32(3), 0.12
ネクタリン	1	1	○			
すもも(プルーンを含む。)	0.5	1	○			
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			
いちご	5	5	○			0.04, 0.03, 0.3, 1.54(3) 0.08, 0.84/2.39(3), 0.83(散布) 0.16, 0.27(標準) 0.39(3), 0.14
ぶどう	5	5	○			
かき	1	1	○			
バナナ	2	2	○			0.28, 0.83
キウイ	0.05	0.3	○			<0.1, <0.1
マンゴー	0.3	0.3	○			0.085, 0.08
その他の果実	2	2	○			0.2, 0.48, 0.45(イチゴ) 0.74, 0.74(コロンビア)
蕎麦	0.5	0.5	○		0.5 オーストラリア	
茶	40	40	○			30.8(3), 15.8, 20.3, 28.6
その他のスパイス	10	10	○			0.72, 0.56(サンショウ) 2.24, 0.74/3.90(3), 1.69(みかん果皮) <0.05, <0.05(シロガ) 1.50, 1.48(コリアンダー) 1.92, 4.94(クミン) 1.45, 0.55(ナナキダマ) 1.45, 1.32(食用ニンニク)
その他のハーブ	10	10	○			
牛の筋肉	0.01	0.01				
豚の筋肉	0.01	0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				
牛の脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
牛の肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
牛の腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
牛の食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
豚の食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05			0.05 オーストラリア	
乳	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の筋肉	0.01	0.01				
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01				
鶏の脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家禽の脂肪	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
鶏の卵	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	
その他の家禽の卵	0.01	0.01			0.01 オーストラリア	

[] で示した結果等については、海外で実施された作物残留試験成績を示した。
 (3)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (4)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

クロルフェナビル

食品名	残留基準値 ppm
小豆類(注1)	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03
かんしよ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
てんさい	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	3
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	15
はくさい	0.5
キャベツ	1
芽キャベツ	0.3
ケール	10
こまつな	5
きょうな	10
チンゲンサイ	10
カリフラワー	1
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜(注2)	10
レタス	20
その他のきく科野菜(注3)	20
ねぎ(リーキを含む。)	3
アスパラガス	0.5
その他のゆり科野菜(注4)	0.7
セロリ	3
みつば	3
その他のせり科野菜(注5)	2
トマト	1.0
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜(注6)	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	1
すいか	0.05
その他のうり科野菜(注7)	1
オクラ	0.7
未成熟えんどう	2
その他の野菜(注8)	2
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実(注9)	2
りんご	2
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.05
ネクタリン	1
すもも(プルーンを含む。)	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	5
ぶどう	5
かき	1

(別紙2)

(注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ、ト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

クロルフェナビル(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
バナナ	2
キウイ	0.05
マンゴー	0.3
その他の果実(注10)	2
綿実	0.5
茶	40
その他のスパイス(注11)	10
その他のハーブ(注12)	10
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
豚の陸棲哺乳類に属する動物(注13)の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
豚の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
豚の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.05
豚の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分(注14)	0.05
豚の食用部分	0.05
豚の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん(注15)の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

(注10)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注11)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注12)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注13)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注14)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分を含む。

(注15)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの
本剤の概要	McCoy細胞培養弱毒ローソニア イントラセルラリス B3903 株を主剤とし、シクロコース-ゼラチン安定剤を使用した生ワクチン
適用動物/用途	豚/ローソニア イントラセルラリス感染症(急性出血性腸炎型を除く)による増体重低下の軽減
我が国の承認状況	承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)
諸外国の状況	米国、ヨーロッパ諸国、オーストラリア等で承認されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p><i>L. intracellularis</i> の主な宿主は豚であり、ローソニア イントラセルラリス感染症は人獣共通感染症とは見なされていない。また、ヒト由来腸管細胞への <i>L. intracellularis</i> 感染試験では、<i>L. intracellularis</i> B3903 株はヒト由来腸管細胞において感染及び増殖をしないことが確認されている。本製剤の主剤である McCoy 細胞培養弱毒 <i>L. intracellularis</i> B3903 株は弱毒化されており、子豚を用いた安全性試験及び臨床試験において安全性に問題は無いとされている。さらに、主剤の同居感染及び病原性復帰は起こらないことが確認されている。</p> <p>本製剤の安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの
本剤の概要	<p>NLDK-1 細胞培養不活化豚インフルエンザウイルスA型H1N1株及びNLDK-1 細胞培養不活化豚インフルエンザウイルスA型H3N2 株を乾燥ワクチンの主剤(安定剤及び保存剤を使用)、豚丹毒菌CN3342 株培養上清濃縮液を液状ワクチンの主剤(不活化剤、安定剤、保存剤及び乳化剤を使用)からなる不活化ワクチン</p> <p>乾燥ワクチンを液状ワクチンで完全に融解して投与する。</p>
適用動物/用途	豚/豚インフルエンザの発症防御及び豚丹毒の予防
我が国の承認状況	承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)
諸外国の状況	米国、カナダ及びメキシコで承認されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>豚インフルエンザ及び豚丹毒は人獣共通感染症とされているが、本製剤の主剤には不活化されたウイルス及び細菌が使用されており、いずれもヒトに対する病原性を持たない。</p> <p>アジュバント等の添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>また、子豚を用いた安全性及びアジュバント消失確認試験において、常用量の接種21日後における接種部位に変化は見られず、アジュバントの消失が確認されている。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	弱毒伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス 2512G-61 株及び抗伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス(I型)鶏血清を主剤とし、安定剤及び保存剤を使用した不活化ワクチン
適用動物/用途	鶏/鶏伝染性ファブリキウス嚢病の予防
我が国の承認状況	平成 16 年 10 月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	米国、カナダ、メキシコ等で承認されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>再審査期間中に調査施設において認められた新たな副作用として、本製剤を卵内又は皮下接種した肉用鶏で大腸菌症による死亡が増加した症例が1件報告された。この死亡については、本製剤との因果関係は否定できないが、本製剤以外の要因の関与も除外できないと判断された。その後、同様の事例が認められていないことから本報告は安全性に懸念はないと判断された。また、卵用鶏における本製剤の安全性に言及した研究報告が2例あるものの、本製剤は大部分において肉用鶏に用いられるもので卵用鶏に本製剤を継続使用する農場は確認されず、使用成績調査でも特に安全性について問題は認められなかったとされている。したがって、提出された資料の範囲において、調査期間に本製剤の安全性を懸念させる新たな知見の報告はないと考えられた。</p> <p>鶏伝染性ファブリキウス嚢病については人獣共通感染症とみなされていない。本製剤に含まれている添加剤については、本製剤の含有成分の摂取によるヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。また、抗伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス(I型)鶏血清については、SPF 鶏由来の血清であることが確認されており、本血清を鶏に接種することでヒトに対する安全性には問題はないと考えられる。</p> <p>以上より、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	不活化マイコプラズマ・ハイオニューモニエP-5722-3 株を主剤(不活化剤及び中和剤を使用)とし、アジュバント、着色剤、保存剤及び溶剤が使用された不活化ワクチン
適用動物/用途	豚/マイコプラズマ性肺炎による肺病変形成及び増体重抑制の軽減
我が国の承認状況	平成 20 年 4 月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	米国、カナダ、南米、アジア諸国等で承認されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>承認後6年間の調査期間において、MEDLINEを含むデータベース検索の結果、安全性に関する報告は認められなかった。一方、調査期間中に日本国内計12施設(390頭)において調査が実施され、新たな副作用として、承認後6年次の調査において、豚の死亡が5例(接種群:2例、非接種群:3例)及び脱落(殺処分)が1例発生したが、本製剤の接種と関連性のない感染症に罹患していたこと及び本製剤の接種群と非接種群において死亡例の症状等に違いが認められなかったことから、本製剤の接種に起因する副作用ではないと考えられる。したがって、提出された資料の範囲において、承認時から再審査申請時までの調査期間において、本製剤の安全性を懸念させる新たな知見の報告はないと考えられる。</p> <p>本製剤の主剤であるマイコプラズマ・ハイオニューモニエ P-5722-3株は不活化されており、病原性を示さないと考えられる。</p> <p>また、添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取によるヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合
(油性アジュバント加)不活化ワクチン

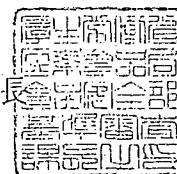
審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	豚丹毒菌 Kyoto 株NaOH抽出抗原、アクチノバシラス・プルロニューモニエY-1株(血清型1型)培養上清濃縮抗原、アクチノバシラス・プルロニューモニエG-4株(血清型2型)培養上清濃縮抗原及びアクチノバシラス・プルロニューモニエE-3株(血清型5a型)培養上清濃縮抗原を主剤とし、保存剤を使用した不活化ワクチン
適用動物/用途	豚/豚丹毒及びアクチノバシラス・プルロニューモニエ血清型1、2、5型菌感染症の予防
我が国の承認状況	平成17年1月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	米国において、本製剤と類似の混合不活化ワクチンが使用されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>承認後6年間の調査期間において、MEDLINEを含むデータベース検索の結果、安全性に関する報告は認められなかった。一方、調査期間中に延べ12施設(440頭)において調査が実施され、新たな副作用としては、注射部位の腫脹・硬結が3例と確認されたが、これらの発現頻度は、承認申請時に安全性が確認されたものと統計学的に同等であることから、安全性に問題はないと考えられる。したがって、提出された資料の範囲において、承認時から再審査申請時までの調査期間において、本製剤の安全性を懸念させる新たな知見の報告はないと考えられた。</p> <p>本製剤の主剤である豚丹毒Kyoto株及びアクチノバシラス・プルロニューモニエ各血清型菌は、不活化されており、病原性は示さないとされている。</p> <p>また、添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の接種量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取によるヒトの健康に影響を与えるものとは考えられない。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

食安基発0824第2号
平成22年 8月24日

内閣府食品安全委員会事務局評価課長 殿

厚生労働省医薬食品局

食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について（報告）

高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に係る標記については、平成21年8月25日付け府食第812号及び平成21年9月4日付け府食第858号にて依頼され、平成21年9月17日付け食安基発0917第1号、平成21年12月1日付け食安基発1201第1号及び平成22年6月1日付け食安基発0601第1号にて、DAG油の製造に責任を有している企業からの報告について報告したところです。

今般、当該企業からグリシドール脂肪酸エステルを経口摂取した場合の体内動態試験の結果について別添のとおり報告がありましたので報告いたします。

なお、当該企業からの報告のうち、ラットを用いた血中移行性に関する試験の結果については、信頼性及び中立性の確保を図るため、国立医薬品食品衛生研究所の研究者を中心とした専門家による確認を実施し、妥当であるとの報告を受けている旨申し添えます。

グリシドール脂肪酸エステルを経口摂取した場合の血中移行性に関する試験(概要)

GLP 基準に適合した試験受託機関にて、グリシドールリノール酸エステル(GEL)あるいはグリシドール(G)をラットに経口投与し、血中への移行性を検討した。

また、花王(株)による自主検討として、霊長類のカニクイザルを用いた血中移行性に関する試験も実施し、ラットと比較することにより種間差に関する知見を得た。以下にそれぞれを報告する。

1. ラットを用いた血中移行性の検討

ラット(Crl:CD(SD)系, 雄 7 週齢)に GEL あるいは G を経口投与し、投与後 5 分から 24 時間までの血漿中の GEL および G の濃度を測定した。GEL と G 濃度の測定には、それぞれ LC/MS 法と GC/MS 法を用いた。G の投与量は NTP によるラット発がん性試験の最高用量である 75mg/kg 体重、GEL はそれと等モルの 341 mg/kg 体重とした。GEL の投与用量は、エコナクッキングオイルを摂取したヒトの一日推定曝露量の約 4600 倍*に相当する。

表 1. 投与群の構成(ラット)

被験物質	投与量 (mg/kg)	ヒト曝露量* 比較(倍率)	投与液濃度 (mg/mL)	採血時点	動物数
GEL	341	×4571	68.2	投与後 5,15,30 分, 1, 2, 4, 8, 24 時間	3 匹/群 計 24 匹
G	75	(×4571)	15	投与後 5,15,30 分, 1, 2, 4, 8, 24 時間	3 匹/群 計 24 匹

GEL あるいは G を投与したラットの血漿中の GEL は、いずれの測定時点においても定量下限値(0.005 μ g/mL)未満であった。

一方、GEL あるいは G を投与したラットの血漿中の G 濃度は、いずれも投与後 30 分までに最高濃度に到達し、24 時間には定量下限値(0.2 μ g/mL)未満まで低下した。GEL あるいは G 投与群の最高 G 濃度は、それぞれ 26.0 μ g/mL と 33.6 μ g/mL であった。

表 2. ラットを用いた単回経口投与での血漿中グリシドール濃度測定結果概要

被験物質	GEL	G
投与量 (mg/kg)	341	75
血漿中 G 濃度 (μ g/mL)	投与後 5 分	19.8
	投与後 15 分	33.6
	投与後 30 分	24.7
	投与後 1 時間	9.00
	投与後 2 時間	2.42
	投与後 4 時間	0.786
	投与後 8 時間	0.465
	投与後 24 時間	BLOQ
最高血漿中 G 濃度(μ g/mL)	26.0	33.6

BLOQ: 定量下限(0.2 μ g/mL)未満

2. ラットとカニクイザルを用いた血中移行性および種間差の検討(花王㈱による自主研究)

上記試験よりも低い用量での血中移行性、および試験に用いる動物の種間差の検討を目的として、ラット(Crl:CD(SD)系, 雄5週齢)とカニクイザル(*Macaca fascicularis*, 雄2~5歳, 投与時体重 3.5~5.5kg)を用いて、GEL あるいは G 投与後 15、30 分の血漿中 G 濃度を ATD-GC-MS 法*を用いて検討した。

表 3 投与群の構成(ラットおよびサル)

種	被験物質	投与量 (mg/kg)	ヒト曝露量** 比較(倍率)	投与液濃度 (mg/mL)	採血時点	動物数***
ラット	GEL	0.0746	×1	0.0149	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
		0.373	×5	0.0746	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
		1.87	×25	0.373	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
		9.33	×125	1.87	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
	G	0.0164	(×1)	0.00328	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
		0.0820	(×5)	0.0164	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
		0.410	(×25)	0.0820	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
		2.05	(×125)	0.410	投与後 15,30 分	6 匹 (1時点3匹)
サル	GEL	7.46	×100	1.49	投与後 15,30 分	2 匹
		22.4	×300	4.48	投与後 15,30 分	2 匹
	G	1.64	(×100)	0.328	投与後 15,30 分	2 匹
		4.92	(×300)	0.984	投与後 15,30 分	2 匹

ラットに 9.325mg/kg 体重(ヒト推定曝露量**の 125 倍)の GEL あるいは等モルの G を投与したところ、GEL 投与群の血漿中 G 濃度は投与後 15 分で $0.34 \mu\text{g/mL}$ 、30 分で $0.43 \mu\text{g/mL}$ 、G 投与群では投与後 15 分で $0.49 \mu\text{g/mL}$ 、30 分で $0.53 \mu\text{g/mL}$ であった。

一方、カニクイザルに 7.46mg/kg 体重および 22.4mg/kg 体重 (ヒト推定曝露量**の 100 倍および 300 倍)の GEL あるいは等モルの G を投与したところ、G 投与群では、低用量投与において血漿中の G は定量下限 ($0.05 \mu\text{g/mL}$) 以下であったが、高用量投与では投与後 15 分で $0.14 \mu\text{g/mL}$ 、30 分で $0.16 \mu\text{g/mL}$ の G が検出された。これに対して GEL 投与群ではいずれの投与量とも血漿中の G は定量下限 ($0.05 \mu\text{g/mL}$) 以下であった。

油脂などの脂肪酸エステル¹⁾の消化・分解にはリパーゼが重要な役割を果たすことから、グリンドール脂肪酸エステル²⁾の体内動態の種間差解釈に役立つと考えられる舌リパーゼに関する情報を収集しました。

ラット、マウス等のげっ歯類は、舌漿液腺から口腔内に舌リパーゼを分泌することが知られています。ウサギ、ブタ、ヒヒ、ヒトなどの動物種ではその酵素活性はほとんど認められず、げっ歯類では高いことが報告されています。さらに、舌リパーゼは、ラットの胃内環境に相当する pH2.5～6.0 の範囲では活性が維持されることが報告されています。

別紙 1 に示したラットとカニクイザルを用いた血中移行性に関する試験において、GEL を投与したラットに急速な血漿中 G 濃度の上昇が認められ、サルには認められなかったことについては、脂質消化に参与する舌リパーゼの寄与が影響した可能性があるかと推察しました。すなわち、ラットでは舌リパーゼが胃で活性を持ち、そのため、GEL は胃内への投与後速やかに脂肪酸が遊離して G に変換し、直ちに吸収されて、その結果、G を直接胃内に投与した場合と同じような投与初期の血漿中 G 濃度の急速な上昇が認められたものと考えられました。一方、サルにおいては、胃内での舌リパーゼの活性が低く、GEL から G に変換されにくかった結果として、血漿中に G は認められなかったものと考察しました。

- 1) Hamosh M. and Scow RO. Lingual lipase and its role in the digestion of dietary lipid. *J Clin Invest* 52: 88-95, 1973
- 2) DeNigris SJ, Hamosh M, Kasbekar DK, Lee TC, and Hamosh P. Lingual and gastric lipases: species differences in the origin of prepancreatic digestive lipases and in the localization of gastric lipase. *Biochim Biophys Acta* 959: 38-45, 1988
- 3) Hamosh M. Fat digestion in the stomach: Stability of lingual lipase in the Gastric environment. *Pediatric research*. vol 18. No3, 1984
- 4) Holmes RS, Cox LA, and VandeBerg JL. Comparative studies of mammalian acid lipases: Evidence for a new gene family in mouse and rat (*Lipo*). *Comp. Biochem. Physiol., D*, vol 5(3) 217-226, 2010

以上

食品については、通常行われている調理方法に準じて調理を行った。

このように各調査機関において設定したモデル献立に従って調製した試料を、食品群ごとに均一に破碎混合し、調査対象農薬等の定量分析を行った。なお、各農薬等の定量分析に当たっては、公定の試験方法を参考に、各調査機関において試験法を選定した。

② 平均一日摂取量の推定

分析の結果、いずれかの調査機関のいずれかの食品群で農薬等が検出された場合は、検出された調査機関のその食品群については、分析結果を当該食品群中の濃度とし、検出されなかった他の食品群については、各調査機関のそれぞれの検出限界の 20% を当該食品群中の濃度と仮定して、当該食品群の重量と濃度から、食品群ごとのその農薬等の摂取量を推定した。I～XIVの各食品群における摂取量の総和を調査機関ごとの一日摂取量とし、それらの平均値を平均一日摂取量とした。こうして得られた平均一日摂取量について、これまでに我が国、JMPRⁱⁱⁱ 又は JECFA^{iv} において設定された許容一日摂取量 (ADI^v) に対する占有率 (対ADI比) を求めた。

また、分析の結果、すべての調査機関でいずれの食品群からも検出されなかった農薬等については、各年度とも、少なくとも 4 機関において分析が行われ、かつ、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、各調査機関のそれぞれの検出限界の 20% の量が含まれているものと仮定して、上述と同様に、平均一日摂取量を推定し、その対ADI比を求めた。

3. 調査結果

(1) 検出農薬等

各年度において、検出された農薬等は以下のとおりであった。

検出された農薬等の分析結果を別表 5-1～5-4 に示す。

平成 17 年度： アゾキシストロビン、イミダクロプリド、シメコナゾール、
ピペロニルブトキシド、フルアジホップ

平成 18 年度： アセフェート、イマザリル、エトフェンプロックス、
フェンチオン、プロシミドン、メタミドホス

平成 19 年度： アセタミプリド、アゾキシストロビン、イマザリル、
イミダクロプリド、オキサミル、クレソキシムメチル、
クロメプロップ、クロルプロファム、チアクロプリド、
チアベンダゾール、チアメトキサム、
チオジカルブ及びメソミル、トルフェンピラド、ノバルロン、

ⁱⁱⁱ Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide Residue : FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

^{iv} FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives : FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

^v Acceptable Daily Intake : 毎日一生涯に渡って摂取したとしても健康に影響を生じないとされる量

(3) 平成 17 年度～20 年度の各調査において 4 機関以上で分析が行われ、いずれの食品群からも検出されなかった農薬等のうち、これまでに我が国、JMPR 又は JECFA において ADI が設定されているものに関して、分析を行った調査機関における検出限界の 20% の量がすべての食品群に含まれていると仮定してそれぞれの平均一日摂取量 ($\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) を推定したところ、アルドリン及びディルドリン以外については ADI を十分に下回っており、健康に影響を生じるおそれはないものと考えられる。

アルドリン及びディルドリンについては、対 ADI 比が 80% をわずかに超える年があったが、これは実際には検出されていないにもかかわらず各調査機関のそれぞれの検出限界の 20% の量がすべての食品群に含まれているとの仮定に基づいたものであって、①これらの農薬は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約) によって国際的に使用が禁止されている農薬であり、各食品群中に実際に残留している可能性は低いと考えられ、また、② ADI が比較的小さい値 ($5\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$) でありながら、一部の調査機関において分析機器等の関係から検出限界値が大きかったことにより計算上の摂取量が多くなり、結果的に対 ADI 比の値が大きくなったものであり、実際の日常の食事を介して健康影響を生じるおそれはないものと考えられる。

(4) 今後とも引き続き、地方公共団体の検査機関と連携し、より数多くの農薬等について調査を行うことが可能となるよう、また、より微量分析が可能となるよう、試験法の検討、開発を進めること等により、調査内容の充実を図ることとしている。

引用文献

- 1) 佐藤大作：食品衛生研究、44(4)、29(1994)
- 2) 厚生省生活衛生局食品化学課：食品中の残留農薬、p. 7、日本食品衛生協会(1996)
- 3) 厚生省生活衛生局食品化学課：食品中の残留農薬、p. 7、日本食品衛生協会(1997)
- 4) 厚生省生活衛生局食品化学課：食品中の残留農薬、p. 7、日本食品衛生協会(1998)
- 5) 厚生省生活衛生局食品化学課：食品中の残留農薬、p. 7、日本食品衛生協会(2000)
- 6) 厚生労働省医薬局食品保健部基準課：食品中の残留農薬、p. 7、日本食品衛生協会(2001)
- 7) 食品中の残留農薬 CD-ROM、日本食品衛生協会(2002)
- 8) 食品中の残留農薬 CD-ROM、日本食品衛生協会(2004)
- 9) 食品中の残留農薬 厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/060418-1.html>

別表2 調査対象農薬等

農薬等名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-エチルフェニル)エタン		○	○	○
1-ナフタレン酢酸		○	○	○
2-(1-ナフチル)アセタミド		○	○	○
2-アセチルアミノ-5-ニトロチアゾール		○	○	○
2,4-D	○	○		
4-クロロフェノキシ酢酸		○	○	○
5-ヒドロキシチアベンダゾール		○		
5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン	○	○	○	○
BHC			○	○
DDT			○	○
EPN	○	○	○	○
MCPA		○	○	○
MCPB		○	○	○
TCMTB			○	○
XMC		○	○	○
γ-BHC			○	○
アイオキシニル		○	○	○
アクリナトリン		○	○	○
アクロミド		○	○	○
アザコナゾール	○	○	○	○
アザフェニジン			○	○
アザペロン		○	○	○
アザメチホス	○	○	○	○
アシフルオルフェン			○	○
アシベンゾラル-S-メチル		○	○	○
アジムスルフロン			○	○
アジンホスメチル			○	○
アセタミプリド		○	○	○
アセトクロール	○	○		
アセフェート		○	○	○
アゾキシストロビン	○		○	○
アトラジン		○	○	○
アニロホス	○	○	○	○
アバメクテン	○		○	○
アメトリン			○	○
アラクロール	○		○	○
アラニカルブ	○			
アラマイト		○	○	○
アルジカルブ		○	○	○
アルドキシカルブ		○	○	○
アルドリン及びディルドリン		○	○	○
アルベンダゾール			○	○
アレスリン	○			
アンブロリウム		○	○	○
イオドスルフロンメチル		○	○	○
イサゾホス	○	○	○	○
イソウロン	○			
イソキサジフェンエチル	○		○	○
イソキサチオン		○	○	○
イソキサフルトール	○		○	○
イソフェンホス		○		
イソプロカルブ	○	○		
イソプロチオラン		○		
イブロジオン		○	○	○
イブバリカルブ	○		○	○
イブロベンホス		○	○	○
イマザキン		○	○	○

農薬等名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
イマザメタベンズメチルエステル	○		○	○
イマザリル		○	○	○
イマズスルフロン		○		
イミダクロプリド	○		○	○
イミベンコナゾール			○	○
インダノファン		○		
インドキサカルブ	○		○	○
ウニコナゾールP			○	○
エスプロカルブ	○	○		
エタメツルフロンメチル			○	○
エタルフルラリン		○		
エチオン			○	○
エディフェンホス	○	○		
エトキサゾール			○	○
エトキシキン	○			
エトキシスルフロン		○	○	○
エトバベート	○	○	○	○
エトフェンブロックス		○	○	○
エトフメセート	○		○	○
エトプロホス		○		
エトリジアゾール	○			
エトリムホス	○	○	○	○
エブリノメクテン		○	○	○
エボキシコナゾール		○	○	○
エマメクテン安息香酸塩		○		
エリスロマイシン		○	○	○
エンドスルファン		○	○	○
エンドスルファンスルファート		○		○
エンドリン			○	○
エンロフロキサシン		○	○	○
オキサジアゾン	○	○	○	○
オキサジキシル	○	○	○	○
オキサジクロメホン	○		○	○
オキサミル		○	○	○
オキシカルボキシ	○	○	○	○
オキシクロルデン				○
オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	○		○	○
オキシデメトンメチル	○			
オキシフルオルフェン	○		○	○
オキシベンダゾール	○		○	○
オキソリニック酸		○	○	○
オフロキサシン		○	○	○
オメトエート		○	○	○
オラキンドックス	○	○	○	○
オリザリン	○	○	○	○
オルメトプリム	○	○	○	○
オレアンドマイシン		○	○	○
カズサホス	○	○		
カフェンストロール	○	○		
カルバリル	○	○		
カルフェントラゾンエチル		○	○	○
カルプロバミド	○		○	○
カルボキシ	○		○	○
カルボフラン	○		○	○
キサロホップエチル			○	○
キシラジン		○	○	○
キナルホス	○	○	○	○
キノキシフェン	○		○	○

(別表2 つづき)

農薬等名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
ソキサミド	○		○	○
ターバシル		○	○	○
ダイアジノン		○	○	○
ダイアレート		○	○	○
ダイムロン		○		
タイロシン		○	○	○
ダノフロキサシン		○	○	○
チアクロプリド	○	○	○	○
チアベンダゾール		○	○	○
チアムリン		○	○	○
チアメトキサム	○		○	○
チアンフェニコール	○	○	○	○
チオジカルブ及びメソミル		○	○	○
チオベンカルブ	○	○		○
チオメトン	○	○		
チジアズロン		○	○	○
チフェンスルフロンメチル		○	○	○
チフルザミド	○	○		
チルミコシン		○	○	○
デキサメタゾン		○	○	○
テクナゼン		○		
テトラクロルピホス		○	○	○
テトラコナゾール			○	○
テトラジホン	○	○	○	○
テニルクロール	○	○		
テブコナゾール			○	○
テブチウロン		○	○	○
テブフェンジド			○	○
テブフェンピラド	○	○	○	○
テフルトリン		○	○	○
テフルベンズロン		○	○	○
デメトン-S-メチル		○		
デメトン-S-メチルスルホン		○		
デメホス	○			
デルタメトリン及びトラロメトリン		○	○	○
テルブトリン	○	○	○	○
テルブホス		○	○	○
トラルコキシジム	○	○		
トリアジメノール		○	○	○
トリアジメホン		○	○	○
トリアスルフロン		○		
トリアソホス	○	○	○	○
トリアレート	○	○		
トリクロピル		○		
トリクロルホン		○	○	○
トリシクラゾール	○	○		
トリジファン	○			
トリチコナゾール	○		○	○
トリデモルフ	○	○	○	○
トリブホス	○	○		
トリフルスルフロンメチル		○		
トリフルムロン		○	○	○
トリフルラリン		○		
トリフロキシストロビン	○		○	○
トリフロキシスルフロン		○	○	○
トリベヌロンメチル		○	○	○
トリメトプリム	○	○	○	○
トルクロホスメチル	○	○	○	○
トルフェナム酸		○	○	○

農薬等名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
トルフェンピラド		○	○	○
ナイカルバジン	○	○	○	○
ナフシリン		○	○	○
ナブラタム		○	○	○
ナプロアニリド	○	○	○	○
ナプロバミド	○	○	○	○
ナリジクス酸		○	○	○
ニトロキシニル		○	○	○
ニトロータルイソプロピル	○	○	○	○
ノナクロル				○
ノバルロン	○		○	○
ノボピオシン	○			
ノルフルazon	○	○		
バクロブトラゾール		○	○	○
バミドチオン		○	○	○
バラチオン		○	○	○
バラチオンメチル		○	○	○
ハルフェンブロックス		○	○	○
ハロキシホップ		○		
ハロスルフロンメチル			○	○
ハロフジノン		○	○	○
ビオアレトリン	○			
ビオレスメトリン	○			
ピコリナフェン	○		○	○
ピテルタノール		○	○	○
ヒドロキシコルチゾン		○		○
ピフェノックス	○	○		
ピフェントリン			○	○
ピペロニルブトキシド	○	○	○	○
ピペロホス		○	○	○
ピラクロストロビン		○		
ピラクロホス	○	○	○	○
ピラゾキシフェン	○			
ピラゾスルフロンエチル		○	○	○
ピラゾホス	○	○		
ピラゾリネート	○	○	○	○
ピラフルフェンエチル			○	○
ピランテル		○	○	○
ピリダフェンチオン	○	○	○	○
ピリダベン		○		
ピリダリル	○			
ピリフェノックス	○	○	○	○
ピリフタリド	○		○	○
ピリプチカルブ		○		
ピリプロキシフェン			○	○
ピリミカーブ		○		
ピリミノバックメチル	○	○		
ピリミホスメチル		○	○	○
ピリメタニル	○		○	○
ピリメタミン		○	○	○
ピレトリン		○	○	○
ピロキノ		○		
ピンクロソリン	○	○		
ファミフル	○			
ファミキサドン	○			○
フィビロニル		○		
フェナミホス			○	○
フェナリモル		○	○	○
フェニトロチオン		○	○	○

(別表2 つづき)

農薬等名	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
メソスルフロンメチル			○	○
メタベンズチアスロン		○	○	○
メタミドホス		○	○	○
メタラキシル及びメフェノキサム		○		
メチオカルブ			○	○
メチダチオン		○	○	○
メチルイソチオシアネート	○			
メチルブレドニゾロン		○	○	○
メトキシクロール	○	○	○	○
メトキシフェノジド	○		○	○
メトスラム		○	○	○
メトスルフロンメチル		○	○	○
メドブレン		○	○	○
メトミノストロピン		○	○	○
メトラクロール		○		
メバニピリム	○	○	○	○
メバミゾール		○		
メビンホス			○	○
メフェナセット	○	○		
メフェンビルジエチル	○		○	○
メプロニル	○	○	○	○
メベンダゾール		○	○	○
モネンシン		○	○	○
モノクロトホス		○		
モノリニュロン		○		
モランテル		○	○	○
ラクトフェン	○		○	○
ラサロシド		○	○	○
リニュロン		○	○	○
リファキシミン		○	○	○
リンコマイシン		○	○	○
ルフェヌロン			○	○
レスメトリン		○	○	○
レナシル	○	○	○	○
レバミゾール	○		○	○
ロベニジン		○	○	○
臭素				○
塩酸ホルメタネート	○			
酢酸トレンボロン	○	○	○	○
酢酸ヒドロコルチゾン			○	

		甘辛せんべい、あられ、塩せんべい、衛生ボーロ、そばボーロ、松風、三島豆、八つ橋、らくがん、麦らくがん、もろこしらくがん、小麦粉あられ
	ケーキ・ペストリー類	シュークリーム(エクレア)、スポンジケーキ、ショートケーキ、デニッシュペストリー、イーストーナッツ、ケーキドーナッツ、パイ皮、アップルパイ、バターケーキ、ホットケーキ、カスタードクリーム入りワッフル、ジャム入りワッフル
	ビスケット類	ウエハース、オイルスプレークラッカー、ソーダクラッカー、サブレ、パフパイ、ハードビスケット、ソフトビスケット、プレッツェル、ロシアケーキ
	キャンデー類	キャラメル、錠菓・果汁系、ゼリーキャンデー、ゼリービーンズ、チャイナマーブル、ドロップ、パタースコッチ、ブリトル・いり落花生入り、マシュマロ
	その他の菓子類	プリン・カスタードプディング、オレンジゼリー、コーヒーゼリー、ミルクゼリー、ワインゼリー、ババロア、コーンスナック、ポテトチップス、成形ポテトチップス、カバーリングチョコレート、ホワイトチョコレート、ミルクチョコレート、マロングラッセ、板ガム、糖衣ガム、風船ガム
IV 群	バター	有塩バター、無塩バター、発酵バター
	マーガリン	ソフトタイプマーガリン、ファットスプレッドマーガリン
	植物性油脂	オリーブ油、ごま油、米ぬか油、サフラワー油、大豆油、調合油、とうもろこし油、なたね油、ひまわり油、綿実油、落花生油
	動物性油脂	牛脂、ラード
	その他の油脂	パーム油、パーム核油、やし油、ショートニング
V 群	大豆(全粒)・加工品	大豆、ゆで大豆、大豆(水煮缶)、きな粉、ぶどう豆(煮豆)
	豆腐	木綿豆腐、絹ごし豆腐、ソフト豆腐、充てん豆腐、沖縄豆腐、ゆし豆腐、焼き豆腐、凍り豆腐、豆腐よう、蒸し豆腐竹輪、焼き豆腐竹輪
	油揚げ類	生揚げ、油揚げ、がんもどき
	納豆	糸引き納豆、挽きわり納豆、五斗納豆、寺納豆(塩辛納豆、浜納豆)
	その他の大豆加工品	おから、豆乳、調製豆乳、豆乳飲料、麦芽コーヒー、生湯葉、干し湯葉、金山寺みそ、ひしおみそ
	その他の豆・加工品	乾燥あずき、ゆであずき、ゆであずき缶詰、こしあん、さらしあん、つぶしあん、乾燥いんげんまめ、ゆでいんげんまめ、うずら豆(煮豆)、いんげんまめこしあん、豆きんとん、乾燥えんどう、ゆでえんどう、グリーンピース(揚げ豆)、塩豆、うぐいす豆、乾燥ささげ、ゆでささげ、乾燥ソラマメ、フライビーンズ(揚げそらまめ)、おたふく豆、ふき豆、乾燥たけあずき、乾燥ひよこまめ、ゆでひよこまめ、フライ味付けひよこまめ、乾燥べにばないんげん、ゆでべにばないんげん、乾燥らいまめ、乾燥りよくとう、ゆでりよくとう、乾燥レンズ豆
VI 群	いちご	いちご
	柑橘類	いよかん、みかん、みかん缶詰(果肉)、ネーブル、バレンシアオレンジ、スイーティー、きんかん、グレープフルーツ、さんぼうかん、すだち(皮)、タンゴール、タンゼロ、なつみかん、はっさく、ひゅうがなつ、ぶんたん、ぶんたんざぼん漬、ぼんかん、ゆず(皮)、レモン全果
	バナナ	バナナ、乾燥バナナ

	大根	大根, 切り干し大根
	たまねぎ	たまねぎ, 赤たまねぎ
	はくさい	はくさい
	その他の淡色野菜	アーティチョーク, うど, 山うど, 枝豆, スナッフえんどう, グリンピース, かぶ, かぶ・皮むき, カリフラワー, かんぴょう, 菊, きくのり, くわい, コールラビ, ごぼう, しかくまめ, 葉しょうが, しょうが, しろうり, ずいき, すぐきな根, ズッキーニ, セロリー, ぜんまい, 干しぜんまい, そらまめ, たけのこ, チコリー, つわぶき, とうがん, スイートコーン, クリームコーン缶, ホールカーネルコーン缶詰, ヤングコーン, トレビス, なす, べいなす, にがうり, にんにく, はつか大根, はやとうり, ビート, ふき, ふきのとう, ふじまめ, へちま, ホースラディッシュ, まこも, みょうが, みょうがたけ, むかご, アルファルファもやし, 大豆もやし, ブラックマツペもやし, 緑豆もやし, ゆり根, エシャロット, ルバーブ, レタス, コスレタス, れんこん, 生わさび, わらび
	葉類漬け物	おおさかしろな・塩漬, かぶ葉・塩漬, かぶ葉・ぬかみそ漬, からしな・塩漬, さんとうさい・塩漬, たいさい・塩漬, 高菜漬, 野沢菜・塩漬, 野沢菜(調味漬), 白菜塩漬, キムチ, ひのな・甘酢漬, 広島菜・塩漬, みずかけな漬
	たくあん・その他の漬け物	かぶ・塩漬, かぶ・ぬかみそ漬, きゅうり・塩漬, きゅうり・しょうゆ漬, きゅうり・ぬかみそ漬, ピクルス, ザーサイ, しょうが・酢漬, しろうり・塩漬, しろうり・奈良漬, すぐき漬, だいこん・ぬかみそ漬, 干しだいこん・たくあん漬, 守口漬, だいこん・べつたら漬, だいこん・みそ漬, 福神漬, 塩抜き塩蔵・しなちく, なす・塩漬, なす・ぬかみそ漬, なす・こうじ漬, なす・からし漬, なす・しば漬, はやとうり・塩漬, やまごぼう・みそ漬, 生らっきょう, らっきょう甘酢漬, わさび漬, 梅漬(塩漬), 梅漬(調味漬), 梅干し, 梅干し(調味漬), 梅びしお, オリーブピクルスグリーン, オリーブピクルススライプ, オリーブピクルススタッフド
	きのこ類	えのきたけ, えのきたけ味付け瓶詰, 乾燥黒きくらげ, 乾燥白きくらげ, 黒あわびたけ, 生しいたけ, 乾しいたけ, はたけしめじ, ぶなしめじ, 本しめじ, たもぎたけ, なめこ, なめこ水煮缶詰, ぬめりすぎたけ, うすひらたけ, エリンギ, ひらたけ, まいたけ, 乾燥まいたけ, マッシュルーム, マッシュルーム水煮缶詰, まつたけ, 松茸水煮缶詰, やなぎまつたけ
	海草類	干しあおさ, 青のり, のり(干しあまのり), 焼きのり, 味付けのり, 蒸し干しあらめ, すき干し岩のり, 干しえごのり, おきうと, オゴノリ(塩蔵塩抜き), 干しかわのり, うみぶどう, らうすこんぶ, 干しかごめ昆布, 長こんぶ, 松前こんぶ, まこんぶ, 日高こんぶ, 利尻こんぶ, 刻みこんぶ, 削り昆布, 塩昆布, 昆布つくだ煮, すいぜんじのり(干し水戻し), 干してんぐさ, ところてん, 干し寒天, 寒天(ゼリー状), 赤とさか(塩蔵塩抜き), 青とさか(塩蔵塩抜き), 干しひじき, 干しひとえぐさ, のりつくだ煮, ふのり, 干しまつも, むかでのり(塩蔵塩抜き), 沖縄もずく(塩蔵塩抜き), 生わかめ(原藻), わかめ(乾燥), わかめ(乾燥水戻し), 板わかめ, わかめ(灰干し乾燥水戻し), カットわかめ, 生わかめ, 茎わかめ(塩蔵塩抜き), 生めかぶわかめ
IX 群	日本酒	清酒, 純米酒, 本醸造種, 吟醸酒, 純米吟醸酒, 白酒
	ビール	淡色ビール, 黒ビール, スタウトビール, 発泡酒
	洋酒・その他	白ワイン, 赤ワイン, ロゼワイン, 紹興酒, しょうちゅう, ウィスキー, ブランデー, ウォッカ, ジン, ラム, マオタイ酒, 梅酒, 合成清酒, 薬味酒, キュラソー, スイートワイン, ペパーミント, ベルモット

		貝柱(干し貝柱), さくらえび(素干し), さくらえび(煮干し), えび(干しえび), かに(がん漬), ほたるいか(くん製), するめ, いか(さきいか), いか(くん製), いか塩辛(赤作り), あみ(塩辛), うに(粒うに), うに(練りうに), 塩蔵塩抜きくらげ, なまこ(このわた), ほや(塩辛)
	魚介(缶詰)	いわし水煮缶詰, いわし味付け缶詰, いわしトマト煮缶詰, いわし油漬缶詰, いわしかば焼き缶詰, かつお味付け缶詰, からふとます水煮缶詰, しのさけ水煮缶詰, さば水煮缶詰, さばみそ煮缶詰, さば味付け缶詰, さんま味付け缶詰, さんまかば焼き缶詰, まぐろ水煮缶詰, まぐろ味付け缶詰, まぐろ油漬缶詰, あさり水煮缶詰, あさり味付け缶詰, あわび水煮缶詰, エスカルゴ水煮缶詰, かきくん製油漬缶詰, トップシェル味付け缶詰, ほたて貝柱水煮缶詰, もがい味付け缶詰, ずわいがに水煮缶詰, たらばがに水煮缶詰, いか味付け缶詰
	魚介(佃煮)	いかなご(つくだ煮), いかなご(あめ煮), かたくちいわし(田作り), かじか(つくだ煮), かつお(角煮), はぜ(つくだ煮), はぜ(甘露煮), わかさぎ(つくだ煮), わかさぎ(あめ煮), あさり(つくだ煮), はまぐり(つくだ煮), えび(つくだ煮), ほたるいか(つくだ煮), いか(きりいかあめ煮), いか(いかあられ), つくだ煮あみ
	魚介(練り製品)	かに風味かまぼこ, 昆布巻きかまぼこ, す巻きかまぼこ, 蒸しかまぼこ, 焼き抜きかまぼこ, 焼き竹輪, だて巻き, つみれ, なんと, はんぺん, さつま揚げ
	魚肉ハム, ソーセージ	魚肉ハム, 魚肉ソーセージ
X I 群	牛肉	牛肉, 牛舌, 牛尾, ローストビーフ, コンビーフ缶詰, 牛味付け缶詰, ビーフジャーキー, スモークタン
	豚肉	豚肉, 豚舌, 豚足ゆで, 豚軟骨ゆで
	ハム, ソーセージ類	骨付きハム, ボンレスハム, ロースハム, ショルダーハム, プレスハム, チョップトハム, 促成生ハム, 長期熟成生ハム, ベーコン, ロースベーコン, ショルダーベーコン, ウィナーソーセージ, セミドライソーセージ, ドライソーセージ, フランクフルトソーセージ, ポロニアソーセージ, リオナソーセージ, レバーソーセージ, 混合ソーセージ, 生ソーセージ, 焼き豚
	その他の畜肉	いのしし, いのぶた, うさぎ赤肉, 馬肉, しか肉, マトンロース, マトンもも, ラムかた(子羊), ラムロース(子羊), やぎ赤肉
	鶏肉	鶏肉, 鶏かわ, 鶏軟骨, 焼き鳥缶詰
	その他の鳥肉	あいがも, あひる, うずら, かも皮なし, きじ皮なし, しちめんちよう皮なし, すずめ, はと皮なし, ほろほろちよう皮なし
	肉類(内臓)	牛心臓, 牛肝臓, 牛じん臓, 牛第一胃, 牛第二胃, 牛第三胃, 牛第四胃, 牛小腸, 牛大腸, 牛直腸, 牛子宮, 豚心臓, 豚肝臓, 豚じん臓, 豚胃ゆで, 豚小腸(ゆで), 豚大腸(ゆで), 豚子宮, レバーペースト, スモークレバー, 鶏心臓, トリオ肝臓, 鶏筋胃, フォアグラゆで
	鯨肉	くじら肉, くじらうねす, くじら本皮, くじらさらしくじら
	その他の肉・加工品	いなごつくだ煮, かえる, すっぽん, はちの子缶詰

別表4 平成18年度国民健康・栄養調査による地域別食品群別摂取量

1人1日当たり (g)

	全国	北海道	東北	関東Ⅰ	関東Ⅱ	北陸	東海	近畿Ⅰ	近畿Ⅱ	中国	四国	北九州	南九州
I群													
米	340.2	293.6	374.2	306.6	384.1	397.7	308.6	324.9	359.2	338.7	386.6	345.7	373.4
米加工品	4.6	5.9	6.4	3.9	4.7	7.2	3.9	4.7	0.9	7.3	2.4	3	3.4
Ⅱ群													
小麦粉類	4.2	2.7	4.6	4.1	3	4.4	3.9	5.2	4.6	3.7	4.9	4.8	3.5
パン類(菓子パンを除く)	30	35.1	14.6	33.1	22.5	21.1	36	39.1	37.6	30.2	27.4	30.8	19.6
菓子パン類	6	4.1	5.7	6.5	5.4	4.2	4.9	6.6	5.7	5.8	9.4	6.5	6.9
うどん、中華めん類	38.4	44.9	35.7	43.1	35.1	30.7	41	42.3	30.1	36.9	39.4	36.3	26.5
即席中華めん	4.3	4.3	5.2	4	4	4.1	5.3	4.4	3.2	4.1	4.7	4	3.3
パスタ	8	8.3	4.9	10	6.3	5.7	8.9	10.3	13.3	6.2	1.5	7.7	8.1
その他の小麦加工品	4.9	3.1	5	6.7	6	4.1	4.5	5.2	3.6	3.1	3.9	3.6	2.6
そば・加工品	5.8	17.4	10.7	9.1	5.1	3	4.9	2.7	3.3	1.3	6.3	0.7	7.4
とうもろこし・加工品	0.5	0.7	0.1	1.3	0.1	0.3	0.5	0.4	0.4	0.2	0.3	0.4	0.1
その他の穀類	3	4.6	0.4	1.1	2.6	3	1.6	1.1	0.3	21.3	1	4.5	1.7
さつまいも・加工品	7.2	4.6	7.6	6.5	8.5	5.6	7.4	7.3	11.2	7.3	10.2	5.2	9.5
じゃがいも・加工品	29.2	42.2	30.6	29.7	31.2	31.9	26	28	28.1	26.6	37.7	22.4	30.4
その他のいも・加工品	23.5	16.4	23.9	18.1	28.1	31.6	26.9	21.6	23.3	26	26.2	22.4	25.2
でんぷん・加工品	2.1	2.3	1.5	2	2.3	1.8	1.8	2.4	1	2.2	2.2	3.3	1.6
種実類	2.1	2.5	1.1	2.1	1.7	2.3	3	2.1	1.6	2	1.1	2.1	1.7
Ⅲ群													
砂糖・甘味料類	7.1	6.7	6.3	6.6	6.7	6.7	7.2	7	9	9.1	7.1	7.7	7
和菓子類	10.8	8.1	8.9	11.8	11.3	12.4	11.2	11.1	4.8	10.8	10.5	9.8	10.8
ケーキ・ペストリー類	7.2	9.1	3.3	7.9	7.2	4.6	7.6	10.4	17	5.1	6.7	6.1	2.7
ビスケット類	1.7	2.4	2.2	1.6	1.2	2	1.8	1.7	1.2	1.5	0.7	2	1.5
キャンデー類	0.3	0.1	0.4	0.5	0.2	0.1	0.3	0.4	0.6	0.4	0.4	0.2	0.1
その他の菓子類	6	8.3	6.5	6	7.2	5.4	6.6	5	4.9	6.7	4.3	7	3.8
Ⅳ群													
バター	1	0.8	0.5	1.5	0.8	0.5	1	1.1	1.1	0.8	0.9	1	1
マーガリン	1	0.7	0.5	1.2	0.9	0.8	1.1	1.5	1.2	1.2	0.4	1	0.4
植物性油脂	8	7.8	8.8	8.8	7.9	7.6	7.8	8.1	7.9	8.7	6.7	7.8	7.9
動物性油脂	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2	0	0.1	0.2	0.1	0
その他の油脂	0	0	0	0	0	0.1	0	0	0	0	0	0	0
Ⅴ群													
大豆(全粒)・加工品	1.5	1.8	0.7	1.3	1.3	1.6	1.6	1.2	3.2	3.4	1.8	0.7	1.1
豆腐	35.2	30.7	37	30.5	37.5	33.2	33.6	32.2	30.8	41.8	53.2	37.4	45.3
油揚げ類	8.2	5.5	10.6	7.7	6	10.9	6.3	9	9.9	6	7.3	10.5	9
納豆	6.7	9.7	10.1	8.3	10.1	5.7	4.9	4.2	2.6	4.8	4	6.2	6.5

たい、かれい類	6.5	5.7	9.5	5.2	7	8.7	4.4	7.2	4.5	6.8	6.2	7.9	5.8
まぐろ、かじき類	5.3	3.6	6.6	6.3	7.6	3	8.3	5.3	3.7	3	3.2	2.7	6.4
その他の生魚	9.5	7.7	8.9	5.9	7.7	11.5	7.1	11.8	10	15	12	12.4	12.4
貝類	3.6	3.5	4.2	3.8	3.1	2.1	4.1	3.5	1.3	5.2	2	3.4	3.6
いか、たこ類	5	1.8	5.9	4.3	5	5.3	5.1	6.8	2.2	6.1	3.4	5.3	3.6
えび、かに類	5.8	3	3.8	5.3	4.4	8.7	5	7.2	3.2	9	5.2	7.4	4.2
魚介(塩蔵、生干し、乾物)	15.9	26.7	12.5	17.6	22.7	12.2	15.3	13.8	17.2	12.3	14.6	15	14
魚介(缶詰)	1.9	0.9	2.2	2.3	2.1	1.8	2	2	1.8	1.4	0.8	1	2.8
魚介(佃煮)	0.3	0.6	0.3	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4	0.5	0.2	0.1	0.4
魚介(練り製品)	9.8	9.2	10	8	9.3	13.9	10.3	9.7	8.7	8.7	16.8	10.8	7.9
魚肉ハム、ソーセージ	0.5	0.8	0.7	0.2	0.4	0.4	0.6	0.2	0.4	0.5	0	1.6	0.5
X I 群													
牛肉	13.8	4.4	7.4	14.4	5.9	9.8	12.9	21.3	18.8	21.4	16.5	14.6	12.7
豚肉	30.8	30.7	29.4	34.2	34.1	27	31	28.6	34.3	24.3	28.1	32.2	29.9
ハム、ソーセージ類	12.4	14.6	10.2	13.6	12.5	10.7	13.8	12	13.5	10	9.1	12.1	13.1
その他の畜肉	0.4	8.3	0	0.2	0.5	0	0.4	0	0	0.3	0	0	0
鶏肉	21.1	15	17.6	21.8	19.6	16.7	20.2	21.5	22.4	19.5	18.3	27.7	27.9
その他の鳥肉	0.1	0	0	0.2	0	0.1	0	0.7	0	0	0	0	0
肉類(内臓)	1.7	1.5	1.4	1.6	1.6	1.3	2	1.4	0.4	1.4	0.3	3.3	2.6
鯨肉	0.1	0	0	0	0	0.2	0	0	0.6	0.1	0.1	0.3	0.2
その他の肉・加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卵類	36	34.4	35.5	32.5	33.4	37.6	38.2	38.5	42.3	40.1	39.2	38.4	33.6
X II 群													
牛乳	93.5	94.7	99.2	98.2	86.2	99.3	92.9	94.1	98.3	94.9	84.7	82.6	85.5
チーズ	2.3	4.6	1.4	3.3	2	1.5	2.4	2.4	2.1	2.3	0.5	1.7	1.4
発酵乳・乳酸菌飲料	21.3	25	15.8	25.3	17.9	16.1	25.9	20.7	20.8	26.7	17.6	15.7	20.2
その他の乳製品	8.2	12	4.1	9	8.6	5	8.3	8.8	9.6	7.1	13	9.9	6
その他の乳類	0.1	0	0	0.3	0	0.5	0	0	0	0	0.7	0	0
X III 群													
ソース	2.1	1.4	1.3	2.2	1.8	2	2	3.4	2.2	2.2	2.7	1.8	1
しょうゆ	17.5	16.2	19.3	16.6	17.3	17.9	16.8	16	17.8	19.5	16.7	19.7	18.3
塩	1.4	1.4	1.2	1.5	1.4	1.5	1.3	1.4	1.4	1.4	1.1	1.5	1.3
塩	3.2	3.6	3.8	3.4	3.6	2.9	3.3	3.3	2.3	2.4	2.2	3.3	2.7
味噌	12.4	14.6	15.7	11.9	14.9	14.4	11.9	8.6	8.9	10.5	9.9	12	18.3
その他の調味料	56.9	70.5	48.4	57.5	49.5	57.7	62.9	69.2	71.7	47	51.4	46.8	46.7
香辛料・その他	0.3	0.3	0.2	0.3	0.4	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2	0.2

※: X IV 群の飲料水については 600ml とした。

(別表5-3 つづき)

農薬名	調査機 関 ^{注2)}	分析結果 (ppm)													
		I ^{注1)}	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV
イマザリル	(1)	—	—	—	—	—	0.003	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イミダクロプリド	(1)	—	—	—	—	—	—	0.003	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オキサミル	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	0.0011	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クレソキシムメチル	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	0.040	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クロメプロップ	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003	—	0.004	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クロルプロファム	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	0.024	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チアクロプリド	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	0.0023	0.0002	—	0.0008	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チアベンダゾール	(1)	—	—	—	—	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	0.030	—	—	—	—	—	—	—	—
	(5)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(6)	—	—	—	—	—	0.023	—	0.014	—	—	—	—	—	—
チアメキサム	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	0.0003	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
チオジカルブ及び メソミル	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	0.010	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(5)	—	—	—	—	—	—	—	0.0052	—	—	—	—	—	—
	(6)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
トルフェンピラド	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	0.037	—	—	—	—	—	—	—
ノバルロン	(1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3)	—	—	—	—	—	—	0.0007	0.0003	—	—	—	—	—	—
	(4)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

別表6 いずれかの食品群において一度でも検出された農薬等の平均一日摂取量の推計

農薬等名	調査年度等					平均一日摂取量 (μg/人/日)					対ADI比 (%)					ADI (μg/人/日)
	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
1. DDT	1.49 ~ 2.97					0.60 ~ 1.19										250
2. EPN	1.26 ~ 2.82					1.80 ~ 4.03										70
3. アジンホスメチル	1.38 ~ 3.21					1.97 ~ 4.59										70
4. アセタミプリド				9.73									0.27			3,550
5. アセフェート	1.37 ~ 21.93		0.79			1.14 ~ 18.28		0.66								120
6. アゾキシストロビン		3.94		2.29			0.04		0.03							9,000
7. イマザリル	6.46		3.05	3.98		0.43		0.20	0.27							1,500 **
8. イミダクロプリド		7.05		2.39			0.25		0.08							2,850
9. エトフェンブロックス			2.09					0.13								1,550
10. エンドスルフアン	2.35 ~ 3.46					0.82 ~ 1.21										285
11. オキサミル				2.88					0.29							1,000
12. カルバリル	2.09 ~ 4.48					0.56 ~ 1.19										375
13. クレソキシムメチル				3.13					0.02							18,000
14. クロメブロップ				2.93					0.95							310
15. クロルデン	1.91					7.64										25 **
16. クロルピリホス	1.07 ~ 2.16					2.14 ~ 4.32										50
17. クロルピリホスメチル	0.95 ~ 2.17					0.19 ~ 0.43										500 **
18. クロルプロファミ	2.14 ~ 4.22			3.81		0.04 ~ 0.08			0.08							5,000
19. ジクロラン	1.89					0.38										500 **
20. ジコホール	1.17 ~ 2.42					1.17 ~ 2.42										100 **
21. シベルメトリン	2.59 ~ 21.62				4.29	0.10 ~ 0.86							0.17			2,500
22. シメコナゾール		12.51					2.94									425
23. ジメトエート	1.60 ~ 3.04					1.60 ~ 3.04										100 **
24. 臭素	6,038 ~ 8,150					12.08 ~ 16.30										50,000 **
25. チアクロプリド				2.37					0.40							600
26. チアベンダゾール	4.93			3.39		0.10			0.07							5,000
27. チアメトキサム				2.84					0.32							900
28. チオジカルブ及びメソミル				4.49					0.30							1,500 **
29. トルフェンピラド				3.48					1.24							280
30. ノバルロン				2.64					0.48							550
31. バミドチオン	20.89					5.22										400
32. ビベロニルプトキシド		1.74		3.04			0.02		0.03							10,000 **
33. ピリミホスメチル				3.13					0.21							1,500 **
34. フェナミホス	1.52					3.80										40 **
35. フェニトロチオン	0.77 ~ 7.12					0.31 ~ 2.85										250
36. フェノブカルブ				3.03					0.51							600
37. フェンチオン			2.17					1.89								115
38. フェントエート	1.26 ~ 4.06					1.68 ~ 5.41										75
39. フェンバレレート	2.13 ~ 45.07					0.24 ~ 5.01										900
40. フルアジホップ		5.59		0.46			1.12		0.09							500
41. フルフェノクスロン	4.17 ~ 5.02			3.23		0.23 ~ 0.27			0.17							1,850
42. プロシミドン			2.17	2.09	2.38			0.12	0.12	0.14						1,750
43. プロチオホス	1.26 ~ 2.35					1.68 ~ 3.13										75
44. プロバルギット	1.71					0.34										500 **
45. ヘプタクロル	1.37					27.40										5 **
46. ボスカリド				2.63					0.12							2,200
47. マラチオン	1.03 ~ 2.16					0.10 ~ 0.22										1,000
48. メタミドホス	1.37 ~ 3.72		0.75			4.57 ~ 12.40		2.50								30
49. メチダチオン	1.06 ~ 1.16					2.12 ~ 2.32										50 **
50. メトプレン	9.41					0.19										5,000
51. ルフェネロン				2.90					0.41							700

* 平成3～16年度の結果は、それぞれ文献1)～9)から引用した。
 ** JMPR又はJECFAが設定したADI

(別表7 つづき)

調査年度等	平均一日摂取量 (µg/人/日)					対ADI比 (%)					ADI (µg/人/日)
	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
77. ジクロトホス				1.60	1.82				48.48	55.15	3
78. ジクロフェンチオン	1.69		2.47	2.77	3.14	1.35		1.98	2.22		125
79. ジクロルホス	0.64 ~ 2.16					0.32 ~ 1.08					200 **
80. ジスルホトン	1.52		4.67	2.41	2.98	10.13		31.13	16.07	19.87	15 **
81. シニドンエチル				1.42	2.48				0.28	0.50	500
82. シハロトリン	3.34		2.64	3.18	2.82	0.33		0.26	0.32	0.28	1,000 **
83. ジハロホップブチル	3.23	2.09	1.92			2.69	1.74	1.60			120
84. ジフェニルアミン		2.36					0.06				4,000 **
85. ジフェノコナゾール	4.55		8.15			0.95		1.70			480
86. シフルトリン	3.31		7.45	3.30	3.88	0.17		0.37	0.17	0.19	2,000 **
87. シフルフェナミド				2.19					0.11		2,050
88. ジフルフェニカン	4.11		2.38			0.46		0.26			900
89. ジフルベンズロン	2.85			2.98		0.48			0.50		600
90. シプロコナゾール	3.50		2.66	4.27	4.98	0.71		0.54	0.86	1.01	495
91. シプロジニル				2.95					0.22		1,350
92. シマジン	1.79		2.51	1.84	2.00	2.75		3.86	2.83	3.08	65
93. ジメタメトリン	1.69		2.00	2.76	2.68	0.36		0.43	0.59	0.57	470
94. ジメチピン		1.94					0.19				1,000 **
95. ジメチルビンホス		1.55	1.69				0.78	0.85			200
96. ジメテナミド	3.23		2.13	2.21	2.46	0.17		0.11	0.12	0.13	1,900
97. ジメトモルフ	4.11			4.02		0.07			0.07		5,500
98. シメトリン		2.36	2.25				0.43	0.41			550
99. ジメビベレート	1.79		1.22	2.31	2.50	3.58		2.44	4.62	5.00	50
100. シラフルオフェン	3.23			3.08		0.06			0.06		5,500
101. シンメチリン	4.11					0.20					2,100
102. スピノサド				6.62					0.55		1,200
103. スピロジクロフェン		1.89		3.28	3.30		0.29		0.50	0.51	650
104. スルファジミジン		0.19					0.01				2,500
105. ゼラノール		0.18					0.72				25
106. ソキサミド		3.48		2.32	2.61		0.01		0.01	0.01	24,000
107. ターバシル	1.79		5.47	1.40	1.96	0.14		0.42	0.11	0.15	1,300
108. ダイアジノン	0.64 ~ 2.16		2.32	2.95	2.75	0.26 ~ 0.86		0.93	1.18	1.10	250 **
109. チアンフェニコール		0.29		0.58	0.51		0.12		0.23	0.20	250
110. チオベンカルブ	3.34 ~ 22.46	1.77	1.60			0.74 ~ 4.99	0.39	0.36			450
111. チオメトン	2.26 ~ 2.42	1.96	8.32			1.51 ~ 1.61	1.31	5.55			150 **
112. チフルザミド	4.11	3.15	5.71			0.41	0.32	0.57			1,000
113. テクナゼン	0.81		2.58			0.08		0.26			1,000 **
114. テクロフタラム	0.50					0.02					2,900
115. テトラクロルビンホス	1.89		1.67	1.93	1.77	0.95		0.84	0.97	0.89	200
116. テトラコナゾール	3.27			2.93	2.57	1.64			1.47	1.29	200
117. テニルクロール	3.55	1.69	2.10			0.10	0.05	0.06			3,400
118. テブコナゾール	3.23			1.63	1.89	0.22			0.11	0.13	1,450
119. テブフェノジド	2.85			2.19		0.36			0.27		800
120. テブフェンピラド		2.36	2.21	2.86	2.70		2.25	2.10	2.72	2.57	105
121. テフルトリン	2.48		1.21	1.84	2.45	0.99		0.48	0.74	0.98	250
122. テフルベンズロン	2.85			9.54		0.57			1.91		500
123. デメトン-S-メチル			4.60					30.67			15 **
124. デルタメトリン及びトラロメトリン	3.34 (デルタメトリン)		6.86	2.82	3.36	0.67 (デルタメトリン)		1.37	0.56	0.67	500 **
125. デルブホス	0.74 ~ 2.42		2.21	2.04	2.47	2.47 ~ 8.07		7.37	6.80	8.23	30 **
126. トリアジメノール	3.55		3.38	2.85	2.03	0.24		0.23	0.19	0.14	1,500 **
127. トリアジメホン	2.68		3.28	3.21	3.63	0.18		0.22	0.21	0.24	1,500 **
128. トリアソホス		3.15	3.74	2.76	2.63		5.25	6.23	4.60	4.38	60
129. トリクロルホン	2.42 ~ 3.20					2.42 ~ 3.20					100
130. トリシクラゾール	3.56	1.85	11.82			0.24	0.12	0.79			1,500
131. トリブホス		1.80	3.44				1.80	3.44			100
132. トリフルミゾール	17.17					1.86					925
133. トリフルラリン	3.50		1.70			0.29		0.14			1,200
134. トリフロキシストロピン		3.96		1.73	1.95		0.16		0.07	0.08	2,500
135. トルクロホスメチル	0.74 ~ 3.34	2.36	1.12	2.80	2.69	0.02 ~ 0.10	0.07	0.03	0.08	0.08	3,500 **
136. ナイカルバジン		0.29									20,000 **
137. バクロブトラゾール	3.55		2.30	2.45	2.75	0.36		0.23	0.25	0.28	1,000
138. パラチオン	2.42		2.40	1.79	1.88	1.21		1.20	0.90	0.94	200 **
139. パラチオンメチル	1.05 ~ 2.16		2.57	2.85	2.72	0.70 ~ 1.44		1.71	1.90	1.81	150 **
140. ハルフェンプロックス	2.29		1.36	2.86	2.51	1.53		0.91	1.91	1.67	150
141. ビオレスメトリン		2.00					0.13				1,500
142. ビテルタノール	5.71 ~ 22.46		2.87	2.84	3.26	1.14 ~ 4.49		0.57	0.57	0.65	500 **
143. ビフェノックス	5.66	2.93	6.48			0.16	0.08	0.18			3,550
144. ビフェントリン	1.46 ~ 3.23			2.07	2.47	0.29 ~ 0.65			0.41	0.49	500
145. ビベロホス	2.39		2.41	2.96	2.90			13.39	16.44	16.11	18
146. ビラクロホス		3.21	1.79	3.69	2.48		6.42	3.58		4.96	50
147. ビラゾキシフェン		50.33					67.11				75
148. ビラゾホス		1.98	2.42				0.99	1.21			200
149. ビラゾリネート				3.38					1.13		300
150. ビラフルフェンエチル	2.29			1.39	1.80	0.03			0.02	0.02	8,500
151. ビリダフェンチオン	2.29	3.48	2.77	3.06	2.73	5.39	8.19	6.52	7.20	6.42	43

(別表7 つづき)

農薬等名	調査年度等					平均一日摂取量 (µg/人/日)					対ADI比 (%)					ADI (µg/人/日)
	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成3～16年度*	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
227. ホレート		1.65		1.44	1.79		4.71		4.11	5.11						35**
228. ミクロブタニル	1.79			2.23	2.53	0.15			0.19	0.21						1,200
229. ミルベメクチン				8.89					0.59							1,500
230. メカルバム			3.62					3.62								100**
231. メソミル	3.21					0.23										1,400
232. メタベンズチアズロン	6.65			2.19		0.23			0.08							2,900
233. メタラキシル及びメフェノキサム	1.79		2.92			0.16		0.27								1,100
234. メテオカルブ	3.91			3.38		0.33			2.82							120
235. メチダチオン			2.49	1.41	1.86			4.98	2.82	3.72						50**
236. メトキシクロール		2.36	1.12	2.69	2.75		0.05	0.02	0.05	0.06						5,000**
237. メトキシフェノジド				2.19					0.04							4,900
238. メトミノストロピン	4.76		3.11	2.18	2.79	0.60		0.39	0.27	0.35						800
239. メドラクロール	3.23		1.24			0.07		0.03								4,850
240. メトリブジン	3.36 ~ 4.91					0.54 ~ 0.79										625
241. メパニピリム				3.80					0.32							1,200
242. メビンホス	0.99			2.69	3.81	2.48			6.73	9.53						40**
243. メフェナセット	4.56	1.77	2.18			1.30	0.51	0.62								350
244. メフェンビルジエテル		1.67		2.15	2.47		0.12		0.15	0.18						1,400
245. メプロニル	4.56	2.36	3.27	2.22	2.47	0.18	0.09	0.13	0.09	0.10						2,500
246. モノクロトホス	1.57		6.14			5.23		20.47								30**
247. レスメトリン			5.43	2.35	2.59			0.36	0.16	0.17						1,500**
248. レナシル	11.23	1.77	2.40	1.43	1.84	0.19	0.03	0.04	0.02	0.03						6,000
249. レバミゾール		0.19						0.06								300

* 平成3～16年度の結果は、それぞれ文献1)～9)から引用した。

** JMPR又はJECFAが設定したADI

<表2 ダイオキシン類一日摂取量の地域別年次推移>

(単位:pgTEQ/kg bw/日)

地域	北海道 地方	東北地方		関東地方			中部地方		
		東北A	東北B	関東A	関東B	関東C	中部A	中部B	中部C
平成10年度	2.43	1.10	—	1.84	1.84	1.76	—	1.70	1.75
平成11年度	1.10	1.27	1.40	3.33	1.43	1.46	1.35	1.37	2.08
平成12年度	0.72	0.95	1.63	1.10	1.51	1.28	1.23	1.24	1.50
平成13年度	0.57	—	1.68	0.88	1.70	1.21	—	1.44	1.32
平成14年度	0.74	—	0.97	1.26	1.17	0.76	—	1.18	0.52
	0.80		1.27	1.66	2.02	0.95		1.43	0.57
	1.23		1.75	2.30	2.99	1.26		1.63	1.11
平成15年度	0.71	—	0.60	0.67	0.75	0.86	—	1.15	0.49
	0.92		0.75	1.63	0.86	0.92		1.30	0.96
	1.13		1.13	2.55	2.31	1.74		1.55	1.26
平成16年度	0.41	—	0.41	1.42	—	0.88	—	0.61	0.52
	0.85		0.70	1.49		1.46		0.76	0.58
	2.15		2.46	1.64		2.04		1.57	1.73
平成17年度	0.59	—	0.53	0.47	—	0.59	—	0.59	0.40
	1.54		0.99	0.76		1.11		0.68	0.50
	3.06		1.38	1.11		1.74		1.22	1.37
平成18年度	0.33	—	0.46	0.51	—	0.68	—	0.58	0.40
	0.39		0.90	0.81		0.87		0.76	0.62
	1.50		1.57	1.28		1.22		0.87	1.01
平成19年度	0.92	—	0.40	0.68	—	0.70	—	0.68	0.35
	1.28		0.60	0.89		0.85		0.76	0.45
	1.34		0.68	1.12		2.51		1.19	1.48
平成20年度	1.05	—	0.13	0.48	—	0.61	—	0.60	0.63
	1.22		0.75	1.24		0.78		0.96	0.69
	1.90		0.85	1.70		1.10		1.11	1.69
平成21年度	0.37	—	0.57	0.28	—	0.68	—	0.70	0.36
	0.92		0.92	0.48		1.06		0.77	0.44
	1.20		1.33	0.69		1.39		0.91	0.96

地域	関西地方			中国四国地方			九州地方	
	関西A	関西B	関西C	中四国A	中四国B	中四国C	九州A	九州B
平成10年度	—	2.29	—	—	—	1.07	1.75	—
平成11年度	5.93	1.55	1.60	3.06	—	1.26	1.57	1.04
平成12年度	1.73	1.22	1.74	—	0.85	1.23	1.31	0.72
平成13年度	—	1.12	1.72	—	0.76	1.36	2.89	—
平成14年度	—	0.83	1.18	—	0.69	0.63	0.47	—
		1.18	1.53		0.81	1.32	1.00	
		2.36	1.72		1.03	1.81	1.55	
平成15年度	—	0.67	—	—	0.53	0.90	0.73	—
		0.98	—		1.06	1.31	0.90	
		1.38	—		1.35	1.76	1.55	
平成16年度	—	1.14	—	—	—	1.06	0.52	—
		1.62	—		—	1.20	0.84	
		1.95	—		—	1.48	1.07	
平成17年度	—	0.58	—	—	—	1.01	0.56	—
		0.70	—		—	1.34	0.91	
		1.23	—		—	1.47	1.24	
平成18年度	—	0.86	—	—	—	0.82	0.54	—
		1.32	—		—	0.92	0.56	
		1.54	—		—	1.64	1.38	
平成19年度	—	0.64	—	—	—	0.67	0.37	—
		0.82	—		—	0.90	1.03	
		1.08	—		—	1.17	1.56	
平成20年度	—	0.57	—	—	—	0.61	0.54	—
		0.61	—		—	0.64	0.60	
		1.16	—		—	1.11	1.37	
平成21年度	—	0.63	—	—	—	0.59	0.57	—
		0.97	—		—	0.81	1.08	
		1.14	—		—	1.49	1.45	

(注)平成21年度調査において各地方でのサンプリングを実施した自治体は以下のとおり。

表の左から、北海道地方:北海道、東北地方:宮城県、関東地方:埼玉県・横浜市、中部地方:石川県・名古屋市、関西地方:大阪府、中国四国地方:香川県、九州地方:福岡県

なお、数値は各地方毎の食品別一日摂取量であり、平成10～19年度の数値についても、過去の研究報告書から引用し、WHO 2005 TEFを用いて再計算したものである。

【用語説明】

ダイオキシン類:

ダイオキシン及びコプラナーPCB

ダイオキシン:

ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDDs)

ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)

コプラナーPCB(Co-PCBs):

PCDDs 及び PCDFs と類似した生理作用を示す一群のポリ塩化ビフェニル(PCB)類

トータルダイエツトスタディ:

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度実際に摂取されるかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、小売店等から食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとに化学物質等の分析を行い国民1人あたりの平均的な1日摂取量を推定するもの。

TEF(毒性等価係数):

ダイオキシン類は通常混合物として環境中に存在するため、様々な同族体のそれぞれの毒性強度を、最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いて表す。なお、今回は2005年にWHOで再評価されたTEFを用いている。

TEQ(毒性等量):

ダイオキシン類は通常、毒性強度が異なる同族体の混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシン類の量は、各同族体の量にそれぞれのTEFを乗じた値を総和した毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent Quantity)として表す。

TDI(耐容一日摂取量):

長期にわたり体内に取り込むことにより健康影響が懸念される化学物質について、その量まではヒトが一生にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量。ダイオキシン類のTDIについては、1999年6月に厚生省及び環境庁の専門家委員会で、当面4 pgTEQ/kg bw/日(1日に体重1 kg当たり4 pgTEQの意味。体重50 kgの人であれば、4 pgTEQ × 50 kgで計算し、TDIは200 pgTEQとなる。)とされている。

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
6月2日	農薬	ピリミスルファン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見なし	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	
		1-メチルシクロプロペン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見なし	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	
		プロチオコナゾール	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見なし	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	
		プロバモカルブ	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントあり	基準値(案) の変更はなし
		メトラクロール	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見なし	平成22年6月30日～ 平成22年8月29日	コメントなし	
		ピリプロキシフェン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	基準値(案) の変更はなし
		フルシラゾール	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見なし	平成22年6月30日～ 平成22年8月29日	コメントなし	
		ペントキサゾン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントあり	基準値(案) の変更はなし
		ルフェヌロン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	基準値(案) の変更はなし
		スピロメシフェン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	基準値(案) の変更はなし
		クロメプロップ	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントあり	基準値(案) の変更はなし
		イミベンコナゾール	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見なし	平成22年6月30日～ 平成22年8月29日	コメントあり	基準値(案) の変更はなし
		アジムスルフロン	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントなし	基準値(案) の変更はなし
		シフルフェナミド	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントあり	基準値(案) の変更はなし
		クロフェンセット	平成22年6月9日～ 平成22年7月8日	意見あり	平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントあり	基準値(案) の変更はなし
		プロファム	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		